
令和7年 第3回 築上町議会定例会議録（第3日）

令和7年9月9日（火曜日）

議事日程（第3号）

令和7年9月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（13名）

1番 江本 守君	2番 今富 義昭君
3番 田村 紘貴君	4番 宗 裕君
6番 鞘野 希昭君	7番 田原 宗憲君
8番 工藤 久司君	9番 塩田 文男君
10番 吉元 健人君	11番 池亀 豊君
12番 信田 博見君	13番 池永 巍君
14番 武道 修司君	

欠席議員（1名）

5番 丸山 年弘君

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 桑野 智君	係長瀬戸 美里君
書記 小野 聖佳君	

説明のため出席した者の職氏名

町長	新川 久三君	副町長	八野 紘海君
教育長	久保ひろみ君	会計管理者兼 会計課長	石井 紫君

総務課長	鍛治 孝広君	企画財政課長	椎野 満博君
まちづくり振興課長	…	首藤 裕幸君	人権課長	横内 秀樹君
税務課長	田村 貴志君	子育て・健康支援課長	…	山田 里美君
保険福祉課長	吉川 千保君	産業課長	北代 幸介君
建設課長	神崎 秀一君	都市政策課長	尾座本三雄君
上下水道課長	福田 記久君	住民生活課長	西田 哲幸君
学校教育課長	則松 裕司君	生涯学習課長	種子 祐彦君
教育施設整備室長	……	樽本 知也君	農業委員会事務局長	…	山本健太郎君
監査委員事務局長	……	古市 諭恵君			

質問者	質問事項	質問の要旨
江本 守	1. ソーラーシェアリング (営農型太陽光発電) について	①農地を活用し、農業と太陽光発電を同時に行うソーラーシェアリングは、農業収入に加え発電収入も得られるとして注目されている。築上町においても、設置の推進を検討してはいかがか。
	2. 渇水対策について	①記録的な少雨と猛暑が農作物に深刻な影響を与えているが、築上町の対策について問う。
	3. アップサイクルの推進について	①自治体と企業が連携して不要物を活用するアップサイクルの取り組みが全国で広がっている。築上町でも推進を検討してはいかがか。
	4. 食物アレルギーの児童生徒への対応について	①福岡市が食物アレルギー等で給食を利用できない家庭に給食費相当額を給付する取り組みを始めている。築上町でも導入を検討してはいかがか。
	5. 人口減少対策について	①ふるさと納税日本一の宮崎県都城市は、移住応援給付金や保育料無料化などの施策で13年ぶりに人口増に転じた。築上町でも効果的なPRと大胆な人口減少対策を検討してはいかがか。
吉元 健人	1. 渇水対策について	①毎年、農家の大きな課題となっている水不足について、ため池や用水路等の影響により支障も出ているが、今後の対策について問う。
	2. カヌー教室について	①築城地区のB & Gにある双子池の夏休みイベントで、水草の影響により支障が出ているが、今後の対策について問う。
	3. 隨意契約について	①6月議会での問題に関する答弁について、改めて確認する。
田原 宗憲	1. 町長の進退について	①令和8年1月に行われる町長選挙に立候補するか否か、その意思を伺う。
	2. 守秘義務について	①百条委員会の証人として呼ばれた個人の方が、清掃センター長から「証人として呼ばれただろう」と声をかけられ、不安を感じている。町長室で守秘義務が漏れた件については、どのように対応するのか。

質問者	質問事項	質問の要旨
田原 宗憲	3. 特定業者に関わる随意契約について	<p>①随意契約の合計金額が最も多い業者名と、その合計金額および件数（1円以上の支払いがあったすべてが対象）を問う。</p> <p>②緊急時の起案書作成において、すべて虚偽の内容で起案書を作成する必要があったのかを問う。</p> <p>③特定業者に対し、権利がないにもかかわらず工事に支払いした金額（1円以上）はないかを問う。</p> <p>④特定の業者を専門業者と勘違いしていると思われる。他に専門業者が存在するのではないか、関係課に確認する。</p>
	4. 百条委員会について	①説明員および証人の証言確認を町長室で行っていた理由を問う。
田村 紘貴	1. 有害鳥獣被害対策について	①イノシシやシカの被害が多く報告されているが、町としてどのような対策を行っているのか問う。
	2. 農業施策について	①水田の渇水対策について、町の考えを問う。
	3. 町の課題解決について	①「TURNS（ターンズ）プラットフォーム」を活用し、町の課題解決に役立ててはどうか。
	4. お金の教育について	①日本の金融リテラシーは低い傾向にあるが、児童生徒に対するお金の教育の現状について問う。

午前10時00分開議

○議長（塩田 文男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（塩田 文男君） 日程第1、一般質問です。

一般質問は10人の届出があり、本日の質問者は4人といたします。

ここで一般質問は通告制を取り扱っておりますので、通告に従って質問するようお願いします。

執行機関は、責任の持てる的確な答弁をお願いいたします。

発言される方は挙手をし、議長と呼んでください。議員の方は、答弁をする方を指名をしてください。なお、答弁を行う者は、所属と氏名を告げて発言をしてください。

質問する方は、前の質問席から行ってもらいます。議場内のモニターに残り時間が表示されます。残り時間が5分になりましたら、ブザーでお知らせをいたします。また、残り時間が1分になりますと、場内表示が秒表示に変わります。

これより順番に発言を許します。

1番目に、**1番、江本守議員。**

○議員（1番 江本 守君） 議席番号1番、江本守です。通告に従って質問させていただきますが、今回5つの項目に質問を上げさせていただいておりますが、いつも議長の許可をいただいているのですが、私は触読しながら質問というのは私にとっては不可能で、自分が学習したことの記憶に基づいて言うので、通告文どおりに質問がいかないことと、また内容的には短い通告文の中に広く意味を持たせて質問させていただきますので、これを了解いただけますか、議長。

○議長（塩田 文男君） はい、大丈夫です。

○議員（1番 江本 守君） それでは1番目の質問で、ソーラーシェアリングについてというテーマに基づいて、民間の企業と連携して太陽発電をしながら農作物、農業者の収入を、一定の収入を確保するというやり方で、これ非常にいいものであって、実は新潟県のほうでクボタ——農機具のクボタですね、製造メーカー——ここが実証実験をやりまして、日当たりのよさそうな耕作放棄された荒れた農地、もう木が生えまくっているところに重機を投入して、これを伐採して、そこにアルミ製の構造物を上に上げて、その上にソーラーパネルを張る。そしてその下のほうでは、農業法人のほうに委託した農業法人に農作物を作ってもらう。この実験では、大麦を栽培したところ、通常の作高の1.3倍作ることに成功したということで、これをもう少し工夫すれば、もっとできるのではないかということと、あと、もう一社の企業が、同じようにアルミ

製の構造物を高く上げて、下で作物を作るんですが、ソーラーの動きに合わせて180度ソーラーパネルが回転しながら発電能力を高めるという、そういうやり方で、本町においても干拓みたいな日の当たるところでは非常に有効的なものであって、国の方が支援をかなりしてくれているということもありまして、農業者の負担ができるだけ小さくして、この事業を推進するという、そういう方向性に支出をされてきております。

本町もいろんなやり方があるとは思うんですが、まず農業者の収入を増やすという観点で、もちろん中山間地域の土手に草が生えないような防草シートを敷く、これもひとついろんな意味で農業者の収入を増やすという、そういう方向性に努力することはいかがなものですかね。築上町の考えを問います。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代でございます。ソーラーシェアリングについてでございます。ソーラーシェアリングにつきましては、環境省のみならず、農林水産省からもガイドラインが示されております。メリットとしましては、議員御指摘のとおり、農業収入に加えて発電の収入も得られるという収益の二重化が上げられます。

さらに、山間部に設置することにしたら、耕作放棄地の解消にもつながると想定されます。また、国のエネルギー政策の一端を担うという観点からも、再生可能エネルギーの推進につながるものと理解しております。大変すばらしい事業であると理解しております。

一方で、営農型太陽光発電事業につきましては、実施する際に農地の一時転用が必要となるほか、初期投資が多額となりまして、さらに維持管理にも相応のコストがかかることが懸念されております。加えて農作物——これ種類にもよると思うんですけど、日照不足による生育の不良とか、農地に支柱を設置することによる農業機械の取り回しの難しさや、それに伴う労働時間の増加といった課題も指摘されております。

これらの補うための売電収入が確保できればよろしいのですが、固定価格買取制度、F I Tの売電価格は年々低下しているため、投資につきましては長い期間で長期化する傾向にございます。

この事業につきましては、接続可能性を確保することが大前提でございます。収益のみならず、規制面や農業への影響につきましても十分に検討する必要があると考えております。産業課としましては、農業者等が自主的に導入を図る分につきましては差し支えないものと考えておりますが、町としましては、設置につきましては、引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） ありがとうございます。確かにそういう問題点は幾つかあるんですが、ただ大麦に関しては生産増の可能性が高いということですが、お米に関しては、やっぱり

瘦せて小さいものができるという、こういう難点もあるので、お米作りには向いていないかと思います。しかし、農業法人のほうが積極的にやっぱりやる、売電能力はかなり高いもので、収入的にはかなりそれをカバーできるというふうな計算ができるらしいので、国県ともにやっぱりそういう方向性、本町においても何か所か売電パネルを張っているところはあると思うのですが、多分平地にパネルを設置しているだけで、20年もすれば、そのパネルの寿命が来て、それの産廃処理も国が出すんでしょうけども、そういう問題点もあろうかとは思うんですが、20年を超えるパネルの寿命もかなり延命化されているらしいんですが、この点について町長はどう思いますか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議員のおっしゃるこの方式、本当は私は来る企業と農家が連携してこれをやるということで、若干そういう問合せは来ておるんですけど、なかなか実施に至ってないということで、町は農家と企業の橋渡しをしていくという形を考えております。

それから、さっきソーラーパネルの関係ですけれど、町が直接やるという形にはなれないというんで、全部今、町はそれぞれの企業が申出あったところには土地を貸して発電をさせておるということで、もうすぐ期限が来る場所もありますけど、まだあと10年残っている箇所もございますんで、そういう形の中で、町有地は有効的に使うという形の中で、ソーラー発電を町としては有効活用するということで今現在行っているのが現状でございまして、基本的には、さっき申しましたように、農家と企業、それか農家、それから営農組織等が自前でやるという形になれば、これはお手伝いをしていくというのは、これは当然でございまして、そういう形で、町が直営でやるということは、もう考えておりません。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） ただいまの答弁で十分なんですが、ここで自治体と民間企業との連携という、そういう形で、直接町ではなくても積極的にそういうふうに手を挙げてくれそうな民間企業を積極的に誘致して、そういう方法も前に進めていただけるようお願いして、この質問を終わります。

次に、渇水対策について。例年非常に厳しい少雨、そして、猛暑によって、農作物が非常に出来が悪いという、そういう結果を招いております。それで、以前、私は議会で、菌根菌なんかの利用して、通常の少雨でもっても十分作物が成長する直播栽培というやり方も提案したことがあるんですが、本町においたら、前向きに検討するというところまでは前課長の答弁で聞いておりましたけども、その後どういうふうなことがされているかという、この点についてお願ひいたします。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代でございます。江本議員の今の質問でございますが、菌根菌について、これは私が6月の議会の答弁で申し立てる分でございますが、今年度、その活用について一応研修会を行うということにしております。研修会につきましては、普及指導センター等の力を借りなければいけないので、年内ぐらいには開催できたらなと思っております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） ありがとうございます。

それでは、何でしたか……（「アップサイクル」と呼ぶ者あり）その次やろ。（「うん」と呼ぶ者あり）アップサイクルについてというテーマで質問させていただいておりますが——渴水対策は終わったなんかね、終わってないなんかね、おれが要らんこと言うたんかな。（発言する者あり）渴水言ってなかった。ね。いや、言った。渴水言って、今、課長が答弁した。はい、じゃあ、今言う、何だったっけ。（「アップサイクル」と呼ぶ者あり）アップサイクルについてということでテーマを上げさせていただいておりますが、このアップサイクルというのが、要らなくなつたものを利用しながら有効なものに置き換えるというやり方をアップサイクルという言い方でされているようあります。

のことにつきましても、これは清掃センターのほうが該当するんじゃないかと思うんですが、費用はかかります。しかし、国の支援も得られるという話を伺っておりますので、今の清掃センターも焼却熱で幾らかの発電をしておりますけども、十分足りるものではない。しかし、屋根の上にソーラーパネルを設置して、その費用は国の方で支援するという話を聞いておりますので、そういうものを利用すれば、かなりの件数の発電が可能であるというふうに私聞いておりますが、この点についてお願ひいたします。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。築上町でもアップサイクルの取組、検討してはどうかという質問だと思いますが、江本議員が先ほど説明したとおり、アップサイクルとは、廃棄物や不要となった素材を単なる再資源化にとどめるものではなく、素材そのものの価値を高めて、新たな用途や機能を持つ製造へと生まれ変わる、させる取組であります。廃材を再利用する際、品質を価値を損なわずに付加価値をつける点が特徴になります。具体的には、使われなくなった衣類、古い家具の素材などをデザイン性のある製造に加工することや、廃材や組み合わせで別の用途の製品に創出することも含まれております。このアップサイクル、全国で自治体と企業が連携してやっている動きが広まっております。

本町においても、全国的な動向を注意深く見極めながら情報収集を行って、町と連携ができる

企業があれば、町としてメリットも含めたところで検討してもいいかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） ありがとうございます。そういう方向で前向きに検討していただくということでお願いいたします。

それでは、最後の質問になりますけども……（「いや、まだあるよ。あと2つ。食物アレルギーと人口対策」と呼ぶ者あり）食物アレルギーについてというテーマで、これは学校教育課のほうに、教育長のコメントも欲しいんですが、つまり本町において食物アレルギーで給食が食べられないという、そのような事例があるかないかということが1点。

それから、2つ目においては、福岡市をはじめ、宗像のほうの小さな、うちの町レベルの自治体が、そういう人たちで学校給食が食べられない、あるいは学校に行けてない、そういう人たちも含めて、給食費の1人分の給食費を毎月、年間というか、お金で支援できないかという、そういう形なんですが、まず1点目の本町において食物アレルギーで給食が頂けてないかどうかというのをまず答えてください。

○議長（塩田 文男君） 則松学校教育課長。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課の則松でございます。江本議員の御質問にお答えいたします。

本町では、アレルギー等により全く給食が食べられないという児童は、令和7年度時点おりません。ただ、一部アレルギーがあって、例えば牛乳とか、そういうものがあって、代替の食事、牛乳であれば豆乳を出すとか、そういった児童生徒もおりまして、何らかのアレルギーに対応している児童の数は約20名程度ということになっております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） そのような対応をしてくれていることは非常にありがたいですが、今後、やはり福岡とかのような事例がないとは言えないんで、子育て支援とか、いろんな意味で、うちは国が始める前からいろんな事業、いろんな予算をそこに充当しながら、高校卒業まで医療無料、いろんなことで児童生徒のためにやってくれていることは承知しておりますが、今後、私が言うような食物アレルギー、広く食物に対するアレルギーの児童生徒が出ないとは限らないんで、そのときはこういうふうにしたいとか、支援金を出したいとかという、そういう方向性についてどのように思うか、教育長の考えをお願いします。

○議長（塩田 文男君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。江本議員の御質問にお答えしたいと思います。

学校給食といいますのは、本当に食の知識を深めたり、協調性を養ったりということで、子どもの成長に不可欠な取組だと考えております。ですから、できるだけ、うちのほうでは全く食べれないのではなくて、幾らかでも食べて一緒に食を楽しむということで教育活動に生かしております。

今後は、いろんな先進地等の部分は研究をさせていただきたいと思いますが、今すぐにそういうアレルギーを持っているお子さんに対しての支援金というのは検討はまだしておりません。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） それでは、そのような方向で考えていくべきだればありがとうございます。

それでは最後の質問になりますが、少子化対策ということでテーマを上げておりますが、どこの中も今の喫緊の課題というのは、もう少子化、人口減少、これで町がやっぱりいろんな問題を抱えておりますが、私が8月9日、10日にかけて、宮崎県の都城市に政務活動で勉強に行ってまいりました……

○議長（塩田 文男君） 江本さん、ごめん。ちょっと止まってもらっていいですか。

○議員（1番 江本 守君） はい。

○議長（塩田 文男君） ちょっと座っていただいて。

一旦、ちょっと休憩を（「え、もうすごい時間だった」と呼ぶ者あり）違います。ちょっと課長がトイレ行きたいということで。すみません。体調が悪いそうで、トイレ行かせてくださいという。ちょっと一旦休憩いたします。

一旦休憩します。再開は30分にいたします。江本さん、ごめん。7分ぐらいあるけ。

午前10時21分休憩

.....
午前10時30分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、会議を再開いたします。

江本議員、ちょっと気づかなかつたんですけど、最後の質問なんんですけど、要旨を私が読みます。

人口減少対策について。

ふるさと納税日本一の宮崎県都城市は、移住応援給付金や保育料無料化などの政策で13年ぶりに人口増に転じた。築上町でも効果的なPRと大胆な人口減少対策を検討してはいかがか。

それでは、江本議員、質問再開お願いいたします。江本議員。

○議員（1番 江本 守君） それでは最後の質問ですが、今、文章については議長が読んでくれましたので省略して、実は8月の9日、10日にかけて、都城市に政務活動で勉強に行ってまいりました。

そして、現在の市長というのは、約、もう10年近くなるんでしょうけども、以前の都城の市長が引退するときに、都城出身で旧大蔵省主計局のほうにおいて活躍していたキャリア官僚を、地元出身ちゅうこともあって口説いて、現在の市長として。

この市長のやり方が、東京都においては、東京都内での移住とか移動については支援金、給付金が出されておりますけども、全国どこからでも支援金を得られるというのは、これは都城だけなんですね、現在のところ。うちの町の町長も、支援金、給付金を求めて国ほうに何度も陳情に行っており、その成果も出ておりますけども、国の金を振り分けしていた、そういう立場の者が市長になってくれているちゅうことで、当時、なったときちゅうのは、多分、行橋市ぐらいの規模だったんだと思いますけども、今は10万人を超えて、年間、もうここ3年連続で移住者の伸び率が全国1位ということで、そういったこともあって非常に勉強になったんですが。

都城におかれでは、その支援金を——結構いろいろ集めると二、三百万ぐらい、うちの町も支援金、給付金があるんだろうけども、都城は1人500万円という予算を支援給付の総額としてPRして、地域振興課の職員がまた優秀で、PRがとてもうまくて、分かりやすい説明で非常に勉強になったんですが。自治体の一般財源収入というのは1,340万円前後あるというふうに聞いております。そのうち、ふるさと納税に充てている金額がこれも全国1位で198億円という、総額すごい、10万人規模の市の予算ではないんです。

私が以前言ったように、40年前に本町にも南国興産という、自然の魚とか動物の死骸の中から脂を抽出したり何たりで非常にいい活動、40年前しておりましたけども、この町において、やっぱり臭いがすごいというようなことで住民からの苦情もあって、現在の都城の山の中に施設を造って、この施設も何とかって、私たちもずっと回ったんですが、周辺に迷惑をかけないということで。

ここで抽出された脂あるいは肥やしが農業にも非常に有効、そして今、ブリとかの養殖業、ウナギの養殖、こういったものも南国興産、手がけておりまして、ウナギにしろ、ブリにしろ、質の高いものができている。これを私、行ったときに、現在、南国興産が収集している魚というのは、もうほとんど今この辺のスーパーでは処理したもので捨てるものがいよいよ状態でスーパーの店頭に並ぶんで、収集している業者ちゅうのは4割ぐらいしか集められない。それで、収集業者がゼロになるのはとても困るということで、自分たちの利益の中から4割の収入を収集業者に充てているという、非常にすごい企業やなというふうに感心したのと、ほとんどが手作業で

処理されているちゅうものもあって、私、一つ提案したんが、ディスカウントショップでも買えるようにしてくれると一般人含めていろんな農家含めて買いやすいんやけど、現在農協経由で買っているということもありまして、非常に高いものであるということはあって、なかなかその辺が自問自答しているということで、チャンスを見て、そういう方向も前向きに検討させてもらいますというようなことであって。

移住支援の中に、以前、農業集落で、やはりうちと同じで下水道会計がありまして、今の時代に沿ったやり方ちゅうことで全て従量制、山間部に移住者が来た場合の就労・就業の支援金、そして浄化槽を基本的に山間部においては設置し、それが5人槽、7人槽、10人槽と、大きさによって最高額が186万5,000円の補助金が出ているということで、移住者の負担も非常に軽くなっているちゅうことで、年々増えていて、全国いろんなところから移住者があるけども、特に九州の福岡県からの移住者が多いというふうに聞いております。

いずれにしても、こういったところのやり方、本町においても福祉課あるいはまちづくり振興課、いろんなところに予算抱えて、移住に対する人たちの支援金というのは国、県のほうの予算を通してあるんですが、これを横の連絡で支援金をまとめすれば、恐らく300万円ぐらいの支援金が出ているんだろうと思います。だから、職員も横の連絡の中で、もっとやり方に工夫すべきやないかというふうに感じますけども、この点についていかがですか。

○議長（塩田 文男君） 首藤まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（首藤 裕幸君） まちづくり振興課の首藤でございます。ただいまの江本議員の提案でございます。

私も今回的一般質問受けて、都城市さんのホームページ上だけですけど、ちょっと勉強させていただきました。都城市さんの移住応援給付金のほうが、先ほど江本議員がおっしゃられたように、山間地域に移住してきた場合は加算があって、最大500万円というふうになっているということをちょっとびっくりいたしました。

当町の移住支援金でございます。当町の移住支援金も、単身の場合は60万円、2人以上の世帯の場合は100万円、また18歳未満のお子様1人いらっしゃる場合に100万円を加算する計算になっておりまして、都城市さんの山間部以外のほうの上限400万円のほうと同じ制度ではございますが、うちの町については人口増にまだつながっていないというところでございます。

先ほど江本議員がおっしゃられたように、うちの町も、当課が持っている移住応援給付金だけではなく、都城市さんと同じように子育て・健康支援課等で様々な子育て支援の施策等を打っておりますので、横串して、PRに取り組んで、人口増に努められればと思っております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） 大変ありがとうございます。今の答弁で結構でございます。

それから、魚の頭の収集の特別許可証というのを以前、私、質問でもお願いしたし、そのときに副町長も少し折れて、これも必要とあればやむを得ないけども、そうでなければ、現在一般ごみの収集している業者の（聴取不能）落とすわけいかんから——そういうつもりで私言ったんじやなくて、収集業者もそういったところには迷惑かけないってことで、魚のあらに関する収集許可をいただきたい。全国的にそういう方向に流れているんで、国の支援としては、それぞれの自治体の中でそういう支援を求めるわけやから、各業者が努力して、その許可証をいただくような方向に頑張ってほしいというふうに伺っておりますので。

本町においても、小さな豊津にある業者が収集しているんですけども、ルミエールという非常に大きなスーパーの中で収集していたのが、ちょっともう、うちの町、集めている業者のやり方が気に入らんちゅうようななことで収集を打ち切られたちゅう経緯があるけども、ただ、今、1件か2件は収集しております。本人も努力しているし。

ここに、春日市の業者が——沖縄から移住した業者ですが——筑豊のほうを回っていて、自分はもう独自にいろんな議会の人たちの力を借りなくとも収集できるちゅう自信を持ってやりよったけども、ここに来いろいろな問題点が生じて、やはり議会議員との連携は不可欠であると。

行橋市の議会も私たちと同調して、同じように都城市に勉強に行ったんですが、そこの議長なんかのコメントを聞けば、うちの市がまず、やらないかん。これを成功すれば、今、北九州に払っている処理代が2億5,000万円かかっている、これがゼロに等しいものになる。そして、自然に返っていく循環型社会ということで、ぜひともうちが最初に手がけていきたいということで、私もここ、大いに期待しているところであります。

ここに来て、副町長のコメントをお願いいたします。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 魚のあらの回収について、大分前に江本議員のほうからそういうお話をありますて、私も魚屋さんといいますか、例えばメタセに来ている取引業者、魚屋さん、そして町内の魚屋さん等に話をしたり、見たり聞いたりした中では、専門の業者といいますか、もうそういう業者が回収をしているという形で、町の一般廃棄物としては出していないということでございますので、町のほうもそういうこともないということで考えています。

それと、業者さんには、今度、本当に困ったことがあれば、業者だけで私のほうに訪問してくださいということは念を押して言ったと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 江本議員。

○議員（1番 江本 守君） ありがとうございました。私の記憶どおりの答弁で、ありがとうございます。

ございます。

それで、学校教育課のほうにもお願ひしたいんじやが、もしこういうものがあると、この収集業者は魚のあらだけではなくて、天ぷら、空揚げをした油のかす、これは無料でもって収集しておりますので、そうなったときは学校関係の給食で生じた魚のあらもしくは天ぷらの揚げかす、こういったものも再利用できますので、御協力のほどお願ひいたしまして、ちょっとコメントをいただいて、私の質問を終わります。

○議長（塩田 文男君） 則松学校教育課長。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。学校給食の調理後に出た廃棄物の処理につきましては、申し訳ありません、私がどのような処理になっているか、現在時点での把握しておりません。

いろいろ御提案をいただきましたので、また今後、こういったものについても検討を進めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議員（1番 江本 守君） ありがとうございました。それでは、私は終わります。

○議長（塩田 文男君） 江本議員、どうもお疲れさまでした。

○議長（塩田 文男君） このまま行きますか。よろしいですか、皆さん。休憩はよろしいですか。

（発言する者あり）

それでは、一旦ここで休憩を行いたいと思います。再開は10時55分、10分休憩いたします。

午前10時45分休憩

午前10時55分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、会議を再開いたします。

2番目に、10番、吉元健人議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 議席番号10番、吉元健人です。通告どおり、質問していきたいと思います。今回、私は3点。1点、2点はちょっと質問等をお返しいただければなと思います。

まず、毎年毎年暑くなつた暑くなつたという、この温暖化で、1番目に質問しているのが渇水対策についてなんですけれども。

農家にとって、今、米の値段等も、昨年度に比べて新米が倍ぐらいの値段で取引がされているお米のことなんですけれども、先月、大雨が降る前までは、国のはうも渇水対策として補助を出

のような危機的状況、水不足だったと思います。我が町においてはダム等も山間部にないので、ため池等を活用しながら水不足を補っているのではないかなと思います。

まず、質問——産業課になると思いますが——農業用のため池が大体町内にどのくらいあるのか、質問します。

○議長（塩田 文男君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。町内にあるため池の総数は223でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 200を超えるため池があるのですけれども、その辺の管理について聞きたいことがあります。

その辺の管理、何十年もずっとため池として機能しているとは思うんですけども、前回的一般質問、信田議員さんがおっしゃられたのかな。清掃等、要はヘドロ等の回収等は定期的に行われているのかどうか確認します。

○議長（塩田 文男君） 神崎建設課長。

○建設課長（神崎 秀一君） 建設課、神崎でございます。通常のため池の管理でございますが、そういった土砂を取り除くようなことにつきましては、各池に池守さんといいますか、ため池の管理者さんがございますので、そちらのほうでやられていると思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 先ほど、渴水対策の件で江本議員さんが（聴取不能）、菌根菌等で水を使わない作物ももちろんそうですけれども、やっぱり今現状、毎年毎年同じような内容で、水不足というのはもう絶対必須な内容になってきているのかなと思っています。

県との兼ね合い等もありますが、今回またまた雨が降る前に、築城地区の山間部のほうでは稲穂が焼けていると、町のほうでどうか対応できないかというのも聞いていましたので、産業課の北代課長にも前もって連絡入れて現状見てもらったところ、やはり水が行っていない、水路が壊れたままになっている等がありますが、その辺の改修等は町としてはどういうふうなお考えで動いているかお聞きします。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代でございます。ただいま吉元議員からの質問につきましては、渴水が起きてからの対策ではなくて、渴水に備えた事前準備として捉えております。

その点につきましては、今回、渴水、7月、8月の最初の時期にそういう要望がございました

ので、現地を確認させてもらいました。地元の要望としましては、まず河川敷に井戸を設けて、河川から浸透した水を取水する伏流水の利用という話がございました。ただ、それにつきましては、技術的にはそんなに、井戸川設置して、難しくないわけでございますが、これにつきましては河川局との協議も必要になってくるので、ちょっとハードルが高いのではないかと思っております。

その他、渴水に備えた対応としましては、吉元議員御指摘のとおり、ため池、用水路の改修が考えられます。

ため池につきましては、容量を確保するためのしゅんせつ工事、そういったのが考えられます。

用水路につきましては、水の流れをよくするために、ツキの水路といいますか、昔の石垣の水路等であれば、構造物の設置とか考えられます。また、既存のU字溝設置されているところにつきましても、もう設置されてから長年たっておりますので、目地の補修等も考えられます。

これらの要望については、自治会を通じまして、地区計画等には多分なってこようとは思うんですけど、上げてもらえばと思っております。

あと、産業課のほうとしましては、以前にかんがい応急対策工事というのを実施しております、平成6年に。そのときに、井戸、ボーリングを旧椎田、旧築城地区で200か所掘ってあります。それにつきましても、農家の皆様におかれましては、利用が可能かどうかというのも御確認してもらわねばなと考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 丁寧な説明、ありがとうございます。なってからよりなる前にということを行政側はやっていただけだと、やっぱり農業というのは我が築上町においては一番の産業ですから、すごい安心できると思います。今後もそういうふうな対応でよろしくお願ひします。

2番目に、カヌー教室についてなんですけども、これももともと農業用水になると思うんですけど、双子池の利用で、夏休みに特に築城地区の子どもたちが昔からカヌー教室を行っているのかなという、夏休みのイベントがあるのかなというのは認識していますが、僕、もう議員になって、多分これ扱うの3回目なんですけども、前課長のときから、この暑さと一緒に水草のほうも異常に繁殖して、今、最近双子池を見られた方はすぐお分かりだとは思うんですけども、水草の上を歩けるんじゃないかなぐらいの水草の量が大量に発生しています。

今年どうなるのかなと、カヌー教室できるのかなと思っていたら、新しい課長が前もって、通常の日程よりもちょっと前倒しでイベントを行ってくれたおかげで、できたみたいです。ただ、例年になく今年はすごく水草のほうも繁殖していて、今後も毎年毎年同じような状況が（聴取不

能) くるとは思うんですけども、今後、双子池でのカヌー教室等の実施に対しての対策等のお考え方をお聞かせください。

○議長（塩田 文男君） 種子生涯学習課長。

○生涯学習課長（種子 祐彦君） 生涯学習課、種子でございます。御質問いただきました水草の影響につきましては、議員御指摘のとおり、ここ近年水草の成長が早く、事業の実施に影響が出ていたのは事実でございます。

また、本年につきましては、先ほどいただきましたとおり、実施時期を早めて行ったところではあるのですが、それをもっても想定よりやはり水草の量が多かったのは事実でございます。

過去には、管理者さんに協力いただき、農閑期に水の池の水位を下げたことによって翌年の水草の成長が抑制されたということを聞いておりますので、そういった観点からも管理者さんとの調整も図れればと考えております。

また、同様に、過去に水草の草刈りの費用、これは専門業者に依頼した場合の費用を調査しております。この点につきましては、また財政面の問題もございますので、また財源を含めたところで調整していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 吉元です。すごい完璧な答弁、ありがとうございます。少子化の中、子どもたちが遊べる環境というのも少なくなっている中、夏休みのイベント、特に水辺でのイベントというのは少ないと思います。その事業ももっともっとみんなに認知して、競争があって、もう入れないよというぐらい人気のあるイベントになればなと僕も思うので、ぜひその辺、考えてやってください。

以上で、2点は終わります。

3点目、随意契約について入りたいと思います。

私、先月6月議会において、随意契約がちょっと多い部分があるんではないかというところを取り上げました。納得いただけるような回答が得られなかつた部分も多いため、調査に係る百条委員会を設置させていただき、今現在も委員会は続いております。今9月議会に中間発表等、武道委員長のほうからされて、まだまだ継続をしなければいけない内容があるのかなというところでございます。

僕の通告に、6月議会での問題に関する答弁について改めて確認するとちょっとざっくり書いてしまったんですけども、昨日、おととい、6月のユーチューブを見て、回答得られていないな、9月にも聞けるなという分をまず聞いてみようと思います。

まず、住民生活課の西田課長にお聞きします。

もう6月議会に僕は会社名を出して答弁求めていましたので、会社名も隠さず出そうと思います、自分の判断で。

まず、太新工業さんが落札されているというか、随意契約を結ばれている工事をエス・ティ・産業さんが行われている、下請をやっているのではないかという疑問点に、今すぐは確認できていないので、確認しとこうと思いますという答弁だったので、確認した上、どうだったのか、お聞きます。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。6月議会のときに、ちょっと確認が取れていないのでまた確認をさせていただきますという、私、答弁させていただきました。

その後、確認をしました。そしたら、吉元議員が言われるとおり、別業者に入って、それにお手伝いをしているということを確認が取れました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 調べていただいたので、ただそれをしているかしていないかだけの調査だけではないと思うのでお聞きします。

エス・ティ・産業さんは、清掃センターでいえば、業務委託を受けている企業だというのは認識しています。運転業務等されているとは思うんですけれども、されている作業員さんが別会社の下請業者として作業をしているという事実があるんですが、そこは確認されていますか。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。先ほどの吉元議員の質問ですが、下請でやっているということも聞いております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） となると、町としては、業務委託での契約と別に、請求がかかっている修理等の作業員としてエス・ティ・産業さんにお支払い、両方お支払いする二重払いになり得るということも考えられると思いますが、その辺は調査はどうでしょう。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。その点については、今、百条の調査委員会もしていますので、私、ちょっと個人的な見解というものは差し控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 個人的な見解ではなく、住民生活課の課長として聞きます。

そういうことがあってはならないことだと思うので、慎重に調べて答弁いただくというのはもう全然間違っていないとは思うんですけども、この3か月間で百条委員会でもしっかりそこは調べています。担当課として調べた結果、どういう今疑いがあるか、しゃべれるところでもいいのでお話をいただければ。お願いします。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。先ほどの吉元議員の質問ですが、管理中に修繕工事をやった、それが二重支払いになるのかということなんですが、修繕のときはどうしてもストップしてしまいます。その間に修繕をして、通常の業務というのがなかなかできかねますので、その分については、私が知っている限り、時間外、また休日で行っているということを聞いております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） ありがとうございます。百条委員会も今、その辺で調べているところだと思います。

こんなこと、重箱の隅をつつくようなことばっかりするなと言われるんですが、僕は別に重箱をつついているつもりもなく、こういうちょっとしたことがどんどん蔓延していくとまずいのかなと思っている点で、僕らは捜査できないので、書類に基づいて調べていって、昨日も百条委員会開かれましたが、それは一般質問で聞いたほうがいいんじゃないかというものがいっぱいありましたので、この一般質問の場で聞かせていただきたいと思います。

そのまま住民生活課のほうに答弁求めたいのですが、6月議会の続きになるとは思います。いろんなそういう疑問点、疑念がある契約等があるという指摘は何点かさせていただきいたんですけども、どんどん非常にまずい状態になってきたなというのが自分の見解です。

まず、証言に基づいて、資料を提出していただくと、この3年間で、緊急のため起案が間に合わずに、清掃センターで行われて提出された書類が14件あります。起案書を見ても、事前に、緊急を伴い応急の工事をしたという文言は一つも載っていない起案書になります。大体これが14件の起案書の内容になります。

僕、意地が悪いのか分かんないですけど、これ、令和6年の日報になります。令和6年の10月26日の土曜日、多分ごみを碎く刃かなんかを替えているのが、4日間かけて大工事をしているんです。まず、随意契約等、これ、最終的には275万円の契約になっています。緊急を伴う場合とか、何かいろいろ言われていますけれども。

何が言いたいか。まず、26日に、日報で見ると、太新工業さんが作業を行っているよという

日誌に名前がもう出ています、その工事の名前が。起案書が上がったのが 28 日、2 日後です。月曜日に上げました。

僕が不思議でならないのは、前日の金曜日は通常どおり 6.4 時間ほどの——要は高炉、火を使うので、実質の営業時間と実質の運転時間というものが日々違うというか。大体、日に 6 時間から 7 時間手前ぐらいの運転時間なんです。金曜日も通常どおり 6.43 時間業務を行っています。

ということは、これ、多分緊急じゃなく、年次点検等でこれをそろそろ替えないといけないよという内容があったと思います。あつたと思いますというか、あつたはずです。というのが、いきなりこの日に緊急に刃を替えるようなことは、実質、前もって準備しとかないとできないと思うので、工事の内容的に。

その起案をなぜ後で上げて、なおかつ、この工事、太新工業さんが起案の 2 日前に上げたと日報に書いているにもかかわらず、2 者で見積りをしています。相手はエス・ティ・産業さんです。先ほどから言っていますが、太新工業さんが受けた仕事を、下請でやっているエス・ティ・産業さんがあるという事実も先ほど述べていただきました。これって談合になると思うんですけども。どうなのか、答弁はなかなか難しいと思うんです。

もう一点、これ、4 日間で終わっているのに、当初は 2 者見積りで、130 万円で太新工業さんが落としています。なぜか、その後、ずっとその工事はないのに、11 月 1 日に契約変更の願いが出て、総額 275 万円までふくれ上がってきます。

この 275 万円になったときに、多分、町長ちょうど入院していた頃だと思うんですね、12 月の。完了しましたという届けが 12 月の 13 日で、町長の印鑑がなかったのと、職務代理者での納品書が八野副町長宛てにあったので。

12 月 13 日に八野副町長の名前で納品されています。完了もその同日、12 月 13 日に、指定検査員、平尾さんの名前で、西田課長の印鑑が、12 月 13 日に終わったという資料があります。

でたらめだと思います。工事自体は、10 月 26 日から 26、27、28、29 日の 4 日間で終わっている工事です。これがでたらめじゃないという説明をお願いします。（発言する者あり）重箱つづいているわけじゃないです、ここ、書類があるんで。書類の説明、お願いします。

○議長（塩田 文男君）　西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君）　住民生活課、西田でございます。私、手元にはちょっと今、資料がないんですけど、2 日前に（聴取不能）が言われて、その後に 10 月 26 日、27、28、29 と。26 日土曜日に修繕に入ったと。4 日間かかると、その後に契約変更、それにもかかわらず、またプラス契約変更で金額増えていたという話で、なかなか、今、書面がないんでちょっと何とも言えないんですけど……。（「見たら分かります」と呼ぶ者あり）

緊急で工事をしている。土曜日からしているということは、緊急工事でないと、どうしても1系列で動いているので、その工事ができなかつたと。そういうことで、土曜日からかけてしていると思います。

最悪、緊急工事、10日止めれば、どうしても住民に迷惑かかってきますので、その範囲で、やれる範囲で土曜日、日曜日かけて、平日2日間、多分入ってきていると思うんで、その間に工事を仕上げようという形にしたと思います。

契約の金額が増えている理由ですが、修繕をしていく中で、どうしても関連する機械とか修繕が出てきて、そこで変更契約をして、最終的にはそういう契約になったかというふうに思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君）　吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君）　毎回毎回、緊急緊急と6月から言われているんですけれども、これ、僕、緊急じゃないってさっき言ったんです。前もって打合せができないと、こういう大がかりな刃を全部入れ替える工事——工事の内容の写真も全て見させてもらいましたが——できません。緊急でできるような工事じゃないです。前もって何週間か、ひょっとしたら1ヶ月ぐらいかかるかもしれません。その内容が起案で上がってないといけないはずなのに、工事をした後に起案を上げる、緊急だったから。これ、絶対緊急じゃないですよ。言い切れます、これは、緊急でできるような工事をやっていないので。

前もって、修理に関わる、交換するプロペラであったりだとベアリングであったりだとかいろいろなものが、課長、後で見てもらったら分かると思うんですけども、壊れた——よく町長等が上げていただくのは、水道管が破裂したから緊急で、緊急です、それは。

これ、僕は緊急じゃないと思っていて。そのために年次点検という点検を1年間に行って、前もって分かっていて、替えなきやいけないという工事が緊急で上がっているのがまずいと言っているわけで、そこを認めていただかないと改善になんないですよね。これ、絶対できません。マンホールの蓋が飛んだから、マンホールを置くだけとかいう工事じゃないんで。今までみたいに、ポンプが壊れたから、ポンプを予備で持つとてポンプを付け替えたとかいう工事じゃないので。前もって見積りを取って、前もって部材等が納品されていないとできない工事なんですよ。書類はめちゃくちゃ。だって、工事していないのに、工事の後に納品入ったりしないですよね。もともとあったものを別で、プラスで買ったということになりますけれども。

そういう指摘をさせてもらいます。これ以上言うと重箱つくことになるので。

もう一点、西田課長は多分現場のあれじゃないので分からないと思うので、もう一個重箱をつきます。

クローラポンプの交換というのが百条委員会の中間報告の中で取り上げられて、結構皆さん、

普通に——これ、多分すごい重要な事件性のある案件だと思うので、ちょっと取り上げてみます。

起案日が令和4年11月16日、液肥の散布の車の、要は液肥をまくための、圧力をかけて液肥をまきますから、その圧力をかけるためのポンプが故障して、10月11日に日報等——この日報じゃないんですけど、日誌等を見させてもらうと、令和4年の10月11日に修理を行ったという日誌に残っているのと、包括業務で関わられている方々の日記の中から、その日が壊れたのかなというのが推測というか、断定できます。

起案書はいつものように5日遅れの11月16日に起案が上がりまして、最終的に12月ぐらいに終わったという内容になっていたんですかね。その時期は麦の時期で、すごく忙しい散布の時期だと聞いております。

その時期に書類上では止まっていたようになっているのですが、そんなことはなくて、日報等、あと業務日誌等を見て分かったことがあるのですが、10月11日に、全ての工事は包括業務の方が替えて、行えるようになっています。包括業務の方々が予備で持っていたポンプを載せ替えたにもかかわらず、起案では、11月16日にエス・ティ・産業さんから、工事をやったよという、なぜかやってもいないところに17万500円の請求が出ています。

北代課長の代の話ではないのですが、今の課長であるため、これが本当かうそかとかいう、今、レベルじゃなくて、そうなんですよ。全てを調べた上、僕ら、決めつけてやると、自分らにも関わってくるので。でも、町会議員という使命でやっています、これは。おかしいと思うことはおかしいので。

間違いなく1日で終わっているポンプの交換の工事が、1か月半をかけて工事をエス・ティ・産業さんが行って、検査員は、当時の課長の古市さんが終わりましたよという書類がここにあるんですけども。これ、やっていなかったらどうなるんですかね、課長。今の課長、やっていたらどうなるか、どうならないかちゅうのは分かると思うので、課長じゃなくても、企画財政課でもいいのでお答えください。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代でございます。今、私、この書類持っています。

10月の11日にコマツのクローラの圧力ポンプ、これは壊れているという認識でございます。私も、今、資料しか持っていないんでちょっと何とも言えませんけど、多分この日か、そのちょっと先ぐらいに修繕したんじゃなかろうかと思います。

書類につきましては、工期が11月の16日から12月までになっていますけど、これにつきましては書類が、起案してから恐らく時間が——担当職員がすぐ起案しなかったのもあるかもしれない……。（発言する者あり）すいません。ちょっと（聴取不能）。

起案が10月の19日に、この作業しますよという起案がたしか上がっていたと思うんです、

10月の19日に交換についての随意契約してよろしいかという起案が。その後、事務処理が多分遅れていたこともあって、工期自体が11月になっているのかなと思います。

あの12月までというのは、書類一式、写真等もございますので、始まりは11月で、実際作業してから小一か月ぐらいたっておりますけど、その後の12月につきましては書類等を提出するまでの期間ということで理解しております。（発言する者あり）

以上です。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 今の課長の答弁を僕なりに解釈します。

11月10日にポンプが壊れたかもしれないが——10月11日に壊れたかもしれないが、10月19日に起案を上げて、それから工事をして、その間で直したという答弁でよろしいんですね。確認です。

課長に聞いているんで、大丈夫です。（発言する者あり）

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今の質問、全部調査委員会で調査をされておるという形になります。

それで、その調査委員会の報告書を見て、我々がまた対応しなければならん問題が出てくるんで、調査委員会での報告を待って我々は対応いたしますんで、調査委員会でそのようなことも聞いているんじゃないかなと思いますし、調査ちゃんとされておると私は思っております。

そういう形の中で、今、資料も何も持っていないのに、そういう……。（発言する者あり）だから、調査委員会での調査を待って私どもは答弁するしかないと思うんですね、基本的には。

そういう形の中で、今……。（発言する者あり）（「不規則発言で申し訳ないけど、書類は全部そっちが（聴取不能）、我々が（聴取不能）は持っている。中間報告書にももう報告済みです」と呼ぶ者あり）

○議長（塩田 文男君） お静かに。吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 9月議会に、僕の記憶が正しければ、報告、委員長がしてくれていると思いますけど。

○議長（塩田 文男君） 6月（聴取不能）。

○議員（10番 吉元 健人君） 今の、9月議会ですよね。中間報告で（発言する者あり）報告していて、それを聞けないというのはちょっと分からぬのが1点と、昨日、百条委員会で、そういう真相を突くところは一般質問っぽくなるので、一般質問で聞いてくれって町長が言われていたのが——後々、百条委員会もユーチューブで公開させてもらうみたいなので——言われていたので、僕は、百条委員会で聞いたほうがこんなに大っぴらに出ないなと思ったので聞きたかったんですよ。でも、答弁を、一般質問でやってくれって言われたので今やっているんですけど。

(発言する者あり) ここではできないなら、次、どこですかいいんですか、僕は。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 過去の出来事を今調査しておるわけです。将来のことを、昨日、私は証人として出て、私が行為をしたことについて証言をするということで、それ以外のことを聞いたんで、それ以外のことは一般質問で、将来のこととかそういうものについては答える場合は答えますと、そういう話をしました。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） すいません。僕の頭がついていっていなかつたみたいで、解釈違ひだったみたいなので、じゃあ、その解釈で聞きます。

中間報告書で——町長たち見てもらっていると思うんですけども——最初は、6月議会では、随意契約が70件で多いんじゃないかな、年間70件は多いよねという話だったんですけど、箱を開けてびっくり、200件超えていたんですけども、実際、それを見て、金額も1億円弱やっていて、正当な契約を行ってきたと、今思えばどうなのか、お聞きします。町長、お答えください。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 職員が起案して、ずっとやってきておると。これは、財務規則に基づいて起案して、できた結果が基本的には一者随契が多かったという形になろうと。

それで、各課が話し合ってそこにしたというわけでもございませんし、それぞれ物品を買うなり、それから小さな工事をやるなり、そういう形の中で、どうしてもやっぱり、前回の、私、一般質問でも答えたように、仕事が早い、それから安いと、いろんな形で勘案しながら職員は一者随契をやっておると、こういうふうな考え方でしておるということで私は答弁したという形で記憶しておるんで、そういう形でございます。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 僕が聞いたのは、200件あって、1億円弱ぐらいの契約が毎年行われていることを初めて町長が知ったと思います。皆さん、知らなかつたので。それを知って、踏まえた上で、今どう思いますかと僕は質問したんですけども、お答えいただけますか。

(「未来のことについて（聴取不能）」と呼ぶ者あり)

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 未来のことですね。そういう形の中で、なお一層、疑惑の湧かないような形で、規則に対してもう少し吟味した形をつくっていこうかなと、これは考えておるということで、もう冒頭申したあれでございますけど、そういう考え方で事務改善をする委員会を立ち上げるということで、これも皆さんに了知しておるところです。これが未来に向かっての考え方でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君）　吉元議員。（発言する者あり）

○議員（10番 吉元 健人君）　未来のことを聞けというので、未来のことを聞いていきたいと思います。（発言する者あり）難しいですね。

これ、予想、予言になるおそれがあるのでちょっと聞きづらい部分もあるんですけども、重箱の隅をつつくのはもうやめて、空揚げ弁当やったら、空揚げを話していきたいと思います。

起案等を上げたときの印鑑を見ていくと、絶対起案する課の印鑑と絶対企画財政課の印鑑があると思うんですけども、今、この問題——過去はもう関係ないです。過去こういうことがあったのを踏まえて、企画財政課として今後どういうふうに取り組むべきか、未来についてお答えください。

○議長（塩田 文男君）　椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 满博君）　企画財政課、椎野でございます。契約担当、管財係のほうが担当しております、一定の金額以上の起案につきましては管財係のほうで合議をしております。管財係のほうで、財務規則等、法令に基づいて実施されているかというところの書類のチェックをしているところでございます。

今、御指摘あつて百条での指摘事項等は、先ほど町長が申しましたように、委員会を立ち上げまして、問題点を改善したところの規則ができるのか、また運用を変えるとかいうような方向になると思いますけども、そこら辺のところを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君）　吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君）　椎野課長、ありがとうございます。財務規則、財務規則と最終的には言いますけども、これ、規則どおりにやっている資料なんかなというのがまず疑問に思うんで。

また話が長くなるんで、これはもう僕の解釈でいいなと思います。

なかなか本音の部分を言ってもらえないで、僕、すごいいいパス出したなと今さっき思つたんですけども、いや、これ、改善必要なんですよ。緊急工事に関して、するなとは一言も言つていないです。緊急を認める工事って絶対あると思います、年間通して。それが分かる書類にしろと言つてているだけです。

いきなり課長か担当係が勝手にやって、後で起案上げているとかというのも僕は思っていないです。どつかに連絡が行つてゐるはずです。やっていいよというのを、ある程度、口約束でやつた後に起案を上げてしまったかなという——急いでいるがゆえに——なってしまったかなというところなんですけれども。

これ、改善、絶対必要で、多分それを書くと、企画財政課認めないんですよ、まだ通っていない工事。だって、今まで何千枚と僕、起案書見たんですけど、起案日の前に出てくる理由書等は一件もないです。すごい不思議です。通すための起案書を通るように出させているようにしか僕は感じなかったので、そこが問題じゃないかなと思います。ここは空揚げのところですね、空揚げ弁当の。

要は、分かりやすく、僕らがいつ開示してくれといつても、ああ、これ、緊急やったんやねという、企画財政課の緊急判とか印鑑、これ、緊急ですよ、うちが認めましたよとか、緊急のさらに金額が上へ行くのは星印で町長の緊急印とか、分かりやすくすれば、こんな調べる必要も全くないし。

通る資料を作るからおかしくなるし、説明もできなくなっていくのかなと思っているんですけれども、そういうのは法律的に、起案を上げる前に工事をやったというのを起案に書いてはいけないのでしょうか。質問です。

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。そちらのところの緊急性のところの取扱いにつきまして、今回、百条で取り上げられまして、ほかのところの事例を見ますと、緊急性の取扱いというところを想定している自治体もあるようでございますので、そちらの例を取りまして、参考にして、今後の事務の改善につなげていければと思っております。

また、書いてはいけないかというところにつきましては、なかなか今のところ回答はちょっと難しいので、御容赦いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 不思議な答弁でした。

昨日、百条委員会で、副町長が保険と一緒にやらと。いつどこでどういうことが起こって、どんなことがあったのを書くのが当たり前やないかという説明があったと思います。僕、多分、記憶はいいほうなので。それを言っている副町長がいるにもかかわらず、答弁を控えさせていただきます。いや、多分、そこが原因なんですよね。

書けば、別に調べなくていいんですよ、僕らも日報まで拾って疑いがあるとか。だって、非はなかったと言われているので。非はなかった書類を作ればいいのになという提案は受けなくて、どうしたいのかなというのが本当の本音のところです。

僕は、本当に、町民から聞かれたときに、すぐにでも答えが出せるような行政の仕組みにすればすごい簡単なのになと。町長が言われたように、安価で敏速な対応ができる業者の証明ができるような仕組みをつくっていればこんなことにならないのかなと思っていますので提案しているん

ですけども、この提案に関しては控えさせていただきますと言われると、議員って何をすればいいんですか。お願いします。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 昨日、私も10時から百条委員会に出席しまして、吉元議員さんが言われますように、その起案について疑義があるという形で質問されまして、私は、内部通報と一緒に、いつどこで何が起こったのか、それについて後で報告書の中に書いて、後日起案するんであれば、いつ、何月何日〇〇分において、どの場所で、事故が起きたら起きた、その内容については、タンクローリーの故障があった。これ上下水道課であれば、水道管が破裂したとか、そういうものを書いて後日起案をすればよかったですんじやなかろうかなという思いで、それについては、先ほどから質疑がついていますけれども、事務改善委員会をつくって、そういうもの、これは他町村の意見も聞いて改善をしていきたいなということを昨日発言はいたしました。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 副町長、ありがとうございます。僕は、そういうやっぱ改善、未来に向かっての議会だと思いますし、一般質問だと思いますので、ぜひ、そこは、本当、起案を上げるときに、もう終わっている工事を書くって多分すごい嫌だと思うんですよ、書く側は。なったことないんで分かんないですけど。

想像するに、うそ書いているんで、執行部の方たちは、うそと思っていないかも知りませんけど、じゃあ町民の方たちにうそじゃないという説明もつかないので、うそという分かりやすい表現を使っていますが、事務的にそういうふうに書かなきゃいけないというのが、僕が思っている全て分かりやすい町政の運営なのかなと思うので提案させてもらっているだけです。

副町長の今のお話をいただいて、未来は少なからず今よりは明るいのかなというふうに思えたので、その事務改善的な部分はぜひ早急に改善していただければなと思います。

百条委員会引き続きいろいろ行われてきているとは思いますが、あくまでもこれ何度も言いますが、多いんじゃないかなだけだったんですよ、最初。皆さんが多くないような答弁をされたので、多いのか多くないのか調べる内容だと思ったので、百条委員会は全会一致で開かれたと思います。

百条委員会が始まって真相解明がすぐにできるのかなと思っていると、Aの答えに対して全く反対のBの答えが出てきたりするので頭が痛いなというのが、委員一人としての思いです。

何度も言っていますが、誰が悪いとか誰がしたとか犯人探しをしているわけじゃなく、今後の事務改善もしかりですけれども、契約の改善も必要だと思うんですよ。中間報告書も寝ずに多分委員長がつくってくれていると思います、あの内容を見ると。

それを提出しているにもかかわらず、先ほど町長からしかるべきときが来ればするというのは行政側的にすれば、すごい判断が遅いんじゃないかなというのが僕の感じるところです。

すぐにでも第三者委員会をつくるという発言をしたならば、昨日の百条委員会でも今後の構想等はちょっとしゃべってもらいましたけれども、もういい悪いとかじやなく、やっぱ一日でも早く改善できる部分は改善してやれば、職員の方々働きやすいのかなと思いますし、悪いから謝罪しろとか一言も思っていないです。非は非で認めて、僕も人間なので間違います。そうだと思ったなということが、実は違っていたとか。

ただ、これ百条委員会に至っては、そんなことでやれないので、ちゃんと根拠、証拠、証言等を照らし合わせて中間報告をしています、間違いなくしています。

別に、委員も議員も対抗勢力として町長たちの運営を邪魔しようと思っている人間は一人もいないと思います。町民が過ごしやすい町政にするために、僕らはいろいろな案を出す場が、この一般質問も与えられていますし、聞かなきやいけないことを聞かせてくれる場を1時間取ってもらっている、それが年間4回あるという場で聞いているので、言ったことに対してなかなかできなかつたというはあるとは思います。ただどういうことをやったかという報告は、できるだけ早めに行ってほしいのですが。

今、考え中な部分であると思いますが、第三者委員会をどのような形で、どの時期で、どういう期間で行おうと思っているか、お聞きします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 今の質問なかなかいい質問をしていただきました。前向きな質問という形で。

だから過去のことをほじくるんじやなくて、過去のことは、今皆さんで調査をしていただいております。その調査報告に基づいてということで、中間報告も若干私は遺憾なところ思っています。我々が、まだ証人尋問を受けていないのに、我々が法違反をしたという断定があつたり、町長と副町長が法律違反をしていると、そういう断定をしているところがあるので、これはいかがなもんかという形で、昨日の私はちょっとこの中間報告何か（発言する者あり）

だからそれは、そういう形の中で、今いい質問をしていただきました。調査委員会というものは立ち上げます。これは、やっぱり法的に立ち上げるためには条例化が必要でございますので、最終日に条例が出せるように今努力するように、ちょっと担当のほうには私が申し伝えて、その条例検討案を今考えておるところでございます。

ある程度、そういう形で、ある程度、委員まではちょっとまだ詮索はしていないんですけども、条例が通つてから委員をちょっとお願ひして回るという形になろうと思うので、（発言する者あり）5名以内の委員という形で考えて、またはつきり条文できていないので、そういう形で

新しくやっぱり全てのそういう契約関係以外でも、本当に私は町政全般について、そういうちょっと問題点があるという指摘があった場合は、それを議論しながら改善する委員会、第三者委員会が僕は必要だ。職員だけでやってもどうしようもならんという考え方を持っておりますし、職員は職員で内部委員会をつくっても、それは私はいいと思うし、内部委員会と外部委員会をつくると、そういう二面的な形で委員会をつくっていきたいと、このような考え方であります。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 武道さん。止めて。

○議員（14番 武道 修司君） 今、町長の発言で、中間報告が町長、副町長に意見も聞かなくて断定しているというふうに言われましたが、断定をしているところはどこですか、断定はしていません。可能性があるというふうに指摘しているんです。

それと、町長、副町長に証人喚問を行う前に既にいろいろな証言の人たちの声をここに書いているんです。断定しているというんであれば、そのどこが断定しているんですか。もし今の発言が間違いであれば、訂正をしていただきたいというふうに思います。断定をしたところは一つもありません。可能性がある、疑いがあると書いています。断定をどこがしているんですか。断定しているところがあつたら言ってください。もし、していなければ、今議場でしっかりと訂正していただきたい。

我々が、うそのことを書いているような言い方をされると私もちよつと嫌なんで、しっかりとこの部分を指摘していただきたい、もし今の発言が間違いであれば、しっかりとこの議場の中で訂正をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） その回答は午後からしてもらうようにします。（「いや、今」と呼ぶ者あり）今。八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 先ほど吉元議員さんがいいことを言ったんですけど、法令、根拠、証言に基づいて我々はやっているという形でございます。（「町長の発言を訂正してほしい」と呼ぶ者あり）いやいや、昨日、私、この条文で産業課長、八野副町長に3ページにわたって書いたのを修正してくれったら、あなたはペーパーで出してくださいということで、それ以上の失言は最低じゃないですか。（「僕の時間なんで（聴取不能）」「いや、止まっちょる、止まっちょる」と呼ぶ者あり）

だから、例えば、30ページ、武道議員さんの質問のときに、またそれは言いますけど、そういうことで（「今、議場の中で町長が発言したことを訂正してほしいと言っているです、私は。証拠はあるんよ」と呼ぶ者あり）いや、ここもう書いていることを読みましょうか。（発言する者あり）

○議長（塩田 文男君） ちょっと待って（発言する者あり） 今、吉元議員。午後からすりやいいやん。（発言する者あり） 新川町長。

○町長（新川 久三君） これは、30ページの「契約は平成28年4月1日になっているが、現職時代に会社を設立し、前の会社から推薦をもらい、見積書の提出などの行為は地方公務員法に違反していると思われる。新川町長、八野副町長や担当職員は、この事実を知って契約している。重大な責任があると思われる」と。これは、もう。（発言する者あり）だからこれは、こういうことを中間報告で我々の尋問していないのに書くのはいかがなもんかと。（「経歴が長いじゃないですか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）（「絶対、リーダーの責任はあるでしょう。当たり前でしょう。責任があるのは当たり前でしょう、契約しているんでしょう」「僕が終わりたいんでいいです」と呼ぶ者あり）

○議長（塩田 文男君） 待って。もうタウンミーティングで。（「町政が50年やろう。また訂正してくださいね、この発言。これ地方公務員法に違反していないことなかろうが」と呼ぶ者あり）町長訂正して。

○町長（新川 久三君） 例えば、30ページに、令和6年1月25日、K氏が、前産業課長、古市氏から対応してもらえないと判断し、直接、八野副町長に内部通報として癒着の話をしたが相手にされなかった。K氏の業務態度を指摘し、内部通報については対応されなかった。八野副町長から、こう言われましたということで、31ページについては、また職員と業者との癒着や不正の可能性を対応しなかった前産業課長、古市氏や八野副町長は、非常に大きな責任があると考える。それで、47ページにも私の名前が出ています。

こういう記述で、これが町民、住民、読む人にとっちゃ、もう八野副町長、産業課長が、いかにも何か遮って悪いことしているちゅうような印象を持たれると思います。（「印象でしょう」と呼ぶ者あり）いや、印象でも断定したと同じじゃないですか。

それは、私の考えは断定したのと同じということを言っているんですよ。だから、これを修正してくださいちゅうが、あなた方はペーパーで出してくれ。それなら、今日でも……（発言する者あり）

○議長（塩田 文男君） もういい、もう静かにしてください。もういい、もういい。もう今、午後からそれはする。（「午後から、今訂正のとき」と呼ぶ者あり）訂正する意志なさそうや。午後にこの場をとればいい、一般質問の前に。今、吉元議員の一般質問。（発言する者あり）

○議員（7番 田原 宗憲君） 昼から私の一般質問なんですよね。だからかつて一般質問するわけいかないので、午前中に結論をお願いします。

そして、私は未来のことを聞くつもりは、ほぼありません。そして、吉元議員は、空揚げ弁当とは言っていましたが、私は重箱の隅までついて、この百条委員会の私委員ですが、間違って

いないということを証明したいので、端までつづいていきますよ。午前中に回答をお願いします。

(「とにかく断定をしてないんで、中間報告」と呼ぶ者あり) (「議長」と呼ぶ者あり)

○議長（塩田 文男君） いや駄目。もう今、吉元議員の質問に戻る。（発言する者あり）だから昼から（発言する者あり）いや、せんのやろう、訂正。だから訂正するせんは昼からするけいい。（発言する者あり）じゃあ新川町長。

○町長（新川 久三君） そもそもこの百条委員会というのは、中立性を保ってやらなければならぬ委員会です。それが、あくまでも職員、我々を犯罪人扱いした、この中間報告というのは、これは思われるというだけで、これはもう断定です。そういうことで、私は訂正をしません。
以上です。

○議長（塩田 文男君） いいですか。百条委員は、百条委員で一生懸命やっているんで、中身が濃いんですよ。だから、いろいろ皆さん感じるものがどこかにあると思いますけど、議場の中を乱さない。

それから、吉元議員、先ほど町長も未来のことを言ってとか言われたんですけど、その未来のことは通告していないんで、自分の好きな、残り時間、質問をやってください。

過去のことを言うなとか、そういった通告を外すような内容を執行部側も言わないようにお願いします。吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 怖いですね、何か。僕は、どっちかというと顔は、こんな顔面凶器みたいな顔をしていますが、平和を望む人間なんですよね、意外と。やっぱりこういうのって、何事も争い事があれば落としどころが必要なのかなと思っています。

執行部もそうですが、僕ら議員も何のためにやっているのかなというところを今討論されているときに、ちょっとふと考えてみたんですけども、執行部側も、もちろん町民のために日々職務を遂行していると思いますし、議員である私、1期目のたった3年の吉元でも町民のために何かならないかなというのは、日々考えています。

僕、議員になったときから、ずっとこの課と課の壁が、職員と議員との壁も今回あるなど。みんなの向かっているところは、明るい町政、町民が安心して過ごせる築上町、掲げていますよ、みんな。

こんな何か中学校の放課後みたいな議会は、非常に恥ずかしいというか、どっちかというと僕はそういうタイプの人間でしたが、改めて今日、外野から見る機会があったので、もちろん感情を出せる場でも、この本会議場あるとは思いますが、もっと真摯に僕たちも町政に対して向かっていかなきやいけない部分もあるでしょうし、それはそれで、執行部は執行部で、疑惑のあるまま何の回答もないまま、記憶にございませんのまま、誰に責任があるか分かりませんのままの回答が多いので、その辺はやっぱり真摯に、今後、皆さん、職務等を全うしていただければなと格

好よく締めたかったのに締まらないので、1個、6月議会の質問をもう1回聞きます。こんなに長くなるとは思わなかったので、福田課長、1個お願ひします。

1社しかなかつたポンプの事業者、別に2社、3社見つかりましたか。

○議長（塩田 文男君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。今のところ1社1社あったかというところなんですが、そういういたポンプも扱える業者もいるということで認識はしております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 認識はもう多分前回していたと思うので、契約してくれるようなお話ができたかどうかというのが、この3か月だったので、改善されているのか、しようと思っているけど、まだやり取りができていないのか、お答えください。

○議長（塩田 文男君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。現在のところ、そういう業者も調べ、今後は契約については改善していくような形で思っております。現在のところ、すぐにポンプが壊れた実績が今のところないので、入札案件はありましたけど、そういういた緊急の分に関しては現在のところまだございません。

○議長（塩田 文男君） 吉元議員。

○議員（10番 吉元 健人君） 課長、前もって当たっていて僕いいと思うんですよ。こういうことがあったときに、お伺いできるかという問診ぐらいはやっとったほうが、いつ緊急になるか、ないほうがいいので、緊急の工事は。あつたときじゃ遅いから今のうちにやつときましょうよということなので、また、これ12月議会に課長に聞いてみます。

すみません。ちょっと荒れましたけど、本当、明るい築上町をつくりたいので、今後もよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。

○議長（塩田 文男君） それでは、午前中の会議を一旦暫時休憩したいと思います。再開は13時からといたします。どうもお疲れさまでした。

午後0時01分休憩

午後1時00分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、休憩前に引き続き午後からの会議を開催いたします。

3番目に、7番、田原宗憲議員。田原宗憲議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） 午前中いろいろ荒れた発言もあり、にぎやかだったと思うんですが、昼からの質問に関して影響するかなと思いましたが、冷静に質問したいと思うので、冷静に返答をお願いします。

まず初めに、町長の進退についてであります、先日、町長が次の令和8年の町長選には立候補しないというふうに公言しましたが、6月議会でも同じような質問を私しているんですが、その際に、築前町の町長が辞意を表明したけど、実際には、その町長選に立候補したという経緯を新川町長のほうから6月議会で聞きましたが、私は正直辞めてもらいたくない。今の百条委員会の設置で、いろいろな議論がある中で、問題点も多数あります。そして、その百条委員会が間違ったことをしているという、世間ではそういうふうに言われているんですが、私は間違ったような百条委員会で決めつけたような発言はしていません。

そして、いろいろな経緯の証拠を基にいろいろな調査を行って、今、中間報告が百条委員会できました。その中で、もう一度、私任期があと2年弱あるんですが、百条委員会もあと2年、長ければあと2年続くわけですね、その調査結果が出ない限り。

だから、私は町長にもう一度お辞めにならなくて、1月の選挙には立候補をもう一度考え直してほしいんですが、その点どうでしょうか。もう一度お聞きします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 来年の1月25日に執行される町長選ですが、私はもう出ないということで記者会見もし、この前、議会の冒頭、皆さんにも告知をしたところでございますし、私は引退するという形に考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） そうですね。これを機会にもう辞めたほうがいいと思います。これが私の本音です。

そして、辞める場合にしても、課長たちは今、百条委員会が設置されている、続きますので、あと残された課長のためにも、町長が1月いっぱいは多分いるんでしょうから、それまで、町長がこういうふうに築き上げた、問題な点も多分あります。

だから、あの課長たちが困らないように、最後まで職務を全うして、お辞めになって結構なので、長い間、20年ですかね。長い町長生活を築き上げてきて、御苦労さまというふうに言っておきます。

この質問は、これで次の質問にいきたいと思います。

守秘義務についてでありますが、この守秘義務は百条委員会の証人として呼ばれた個人の方。

個人の方が清掃センターの長であります課長補佐、住民生活課の課長補佐が、「証人として呼ばれただろう」というふうに清掃センターで声をかけているんですね。

この個人の方も清掃センターとは、たまたまごみか何かを捨てに行って声をかけられた。そして、その個人の方が百条委員会の証人として出廷したときに、まず初めに、すみませんと手を挙げるんですね。

そのときに、えって正直、百条委員会の皆さん思ったんですが、何ですかってお聞きしたら、百条委員会は非公開、その時点、非公開になっていたんですね。だから、誰が呼ばれるとかいうのは公開していなかった。しかし、このセンター長が呼ばれただろうということを知っていたんですね。それで、誰から聞かれたんかと言ったら、生活住民課の課長補佐のセンター長、清掃センターのセンター長から声をかけられたという、ちょっと不安を感じていたんですよね。

それで、いろいろな調査をしていき、百条委員会の町長からその時点では非公開にしていたので公開してくれというふうに町長から申出があって、そのときに非公開ではありましたが、町長に一応、何でこれが漏れたかということを聞いたら、町長がそのときに、証人のエス・ティ・産業の繁永さんと元課長のFさんとしましょうか、Fさんがお見えになっていたときに、そのときに住民生活課の西田課長とセンター長、課長補佐の内山さんが見えて、そのときに、ある総務課の課長補佐が、その中で証人喚問、当時たしか5人呼ばれていたと思うんですが、町長に漏らした。

第三者がおる前で、そういう情報が漏れること自体が危機感がないというふうに思うんですね。

これは、私が今言ったのはうそじやなくて、町長が言ったことを今、質問しているんです。前から質問、守秘義務を6月のときもしています。

そのときに、清掃センター、今、百条委員会で問題になっている清掃センターの職員が元で、いろいろなこともありましたし、守秘義務が多分3件ぐらいですか、問題には自分はしていないんですが。

ただ、ちょっとこれ危機感が足りない。町長もこの守秘義務について、自分のフェイスブックで、これも百条委員会のことなんですが、28日にFさんという証人が呼ばれたんですね。そしたら、百条委員会、多分10時開催だったと思うんですが、それ以前に町長がフェイスブックで、多分28日の朝一番と思います。何々君が、百条委員会に呼び出されているというような、ちょっと下品な言葉だったと思うんですが、呼び付けられているというふうに、町長のフェイスブックに履歴残っているんですが、傍聴いかがですかというような町内の方に返答しています。これも10時開催の前に町長が知っていたことにも私疑問を感じます。

この守秘義務とは、本当に守らなきゃいけない。この築上町に関しては、守秘義務が恐らくないのかなというんで、再三、私、守秘義務、守秘義務と言っていると思うんですが、町長は、町

長室で漏れたこの守秘義務について、町長どのように対処していくのかを答えてもらつてよろしいですか。私、うそは言つていませんよ。町長が言ったことを基に今質問をしているし、通告にしていますので、返答をお願いします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そういう情報をどこから仕入れたか知りませんけど、それも守秘義務に当たるのかどうか分からんけど。

私は、守秘義務というのは、第一者、二者、三者とおる。二者までは私はいいという形、守秘義務じやないと思っています、基本的には。第三者といったら、全くいろんな問題を知らない方々に問題をこういう告げ口をするという形になれば、広く公開するという形になれば、守秘義務という形で私は認識しておると。

その中で、基本的には、今、田原議員が言われる、私のところにちょっと日にちを覚えていないんだけどね、メモを見れば分かるんだけれども、これははっきり言います。繁永氏が弁護士を町長相談してくれんかということで来たと。これは、もう皆さんにも告知しましたよね。申入書が来たときに、申入書の説明をしてくれというときに、これは私は説明しました。

ある人を介して、弁護士を紹介してくれ。そして、もう町長室に来るということで、来ればこれはもうお断りしようという気持ちでおりましたけど、そういう形で、今言うF氏も一緒に同行してきた。

その中で、弁護士の件は、そういう形で私は断ったということで、非常に業者に詳しい弁護士を相談してくれということでございますけれど、詳しい弁護士は町の顧問弁護士しか知らないから、それはしないということでお断りをしました。

あと百条委員会の秘密会、これが非常に話題になりました。今まで全部、説明員は全て公開にやってきたのに、何で証人だけ秘密会。それも証人は、全部公開にすべきだという形で、私もだから申入書にしたら、委員会で検討していただいたんでしょう。委員会のほうで公開にするということで、もうその公開は決まっておりました、決まっていなかつたんかな。

そこで、秘密会が話題になって、町から申し入れるけれども、あなた方、証人に出るという話になったのなら、それで一応あなたたちも申し入れたらどうですかと、そこまでの話はしましたけど、後の裏合わせというか、そういうことは全く裏合わせするような事柄が全くないんで、そんな話は全くしていないというのが事実でございまして、これが何でその守秘義務に当たるのかということで、今さらさら今考えているところでございますけど、それは当事者同士の話合いで守秘義務には当たらないと、私は考えておるところでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） 町長ぼけとるんかな。町長が言ったことよ。町長が、非公開の百条委員会の非公開で、町長が言ったことを基に私述べているんよ。そのときに同席しとった鍛治課長、答えてください。

○議長（塩田 文男君） 鍛治総務課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 総務課、鍛治でございます。まず、お答えする前にちょっと議員がおっしゃられた経緯について、ちょっと訂正を。（「その前に町長が何ちゅうたか覚えとるんじやろうけ答えてください」と呼ぶ者あり）その説明に行ったときですかね。（「行ったとき同席していなかった」と呼ぶ者あり）していました。（「町長がそのとき何て言うたかを答えて」と呼ぶ者あり）そこは、ちょっと記憶にはないんですけど。

一応、経緯等の説明はさせていただいたと思います。私からは、不適切な言動であったということは発言はさせていただいたというふうに記憶をしております。（「答えて。調査、後で調査した日にちをもううたんじやろう」と呼ぶ者あり）

よろしいですか。一応、職員にそういう服務業務違反の疑いがあると認められるときは、規則に基づき設置をされております懲戒審査委員会で、事案に対する調査、審査を行うということになつてございます。調査特別委員会でも同様のお答えをしたというふうに思います。

審査に当たっては、規則で定められている事項を総合的に勘案をし、懲戒処分の要否、それから、種別、程度、その他必要と認める事項を委員会で決定をいたしまして、答申書を任命権者である町長に提出をいたしまして、最終的には任命権者である町長が処分を行うということになつてございます。

議員御指摘のこの事案については、現在、懲戒審査委員会で調査・審査を行っているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） 私がぼけているのか、町長がぼけているのか分かりませんが、私、本当、俺がぼけとるんかね。鍛治課長、笑い事じやねえよ。

町長が言ったから、私はそういう質問を、笑いながらの質問も多分いいと思いますが、ただ、私がぼけたのか、町長がぼけたのか分かりません。だから、このことに関しては、今後調査をしていくちゅうことで、結論は出るんですね、結論はね。それで分かりました。

そしたら、町長もちょっと述べていなかつたので、フェイスブックになぜ百条委員会の10時開催の前のことが町長が、傍聴いかがですか。今フェイスブック見てもいいですよ。携帯で確認してもいいですよ。それについて守秘義務は漏らしてもよかつたちゅうことなの。町長の中で守秘義務がないんですか。

何でも何でも町長に言つたら、しゃべってしまう。私の見解は、町長は口が軽すぎる。だから、職員に締まりがないんやろう。

その28日の当日の朝のフェイスブックの何で情報、そういうの漏らしたんか。それを町長なら、普通なら百条委員会の後に情報を漏らすべきでしょう。何でそれに漏らしたか答えてくださいよ。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 百条委員会が、公開にするということで情報いかがですかという形で（「いや、してない。当日はしましたか」「非公開でやりました」と呼ぶ者あり）私は公開するということで存じておるんでしましたよ。（「議決していません、委員会で」「それ認めればいいんですよ、これ。どうのこうの言わないで、すみませんで済むんやろう」と呼ぶ者あり）いや、だから、そこんとこは覚えてないちゃ、基本的には。そんな細いこと言うなよ、本当。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） 僕、吉元には通用しても、僕には細いこととか、そういうこと言うことならん。

議長、休憩申し入れる。フェイスブックを確認させてください。分かるやろ、ぼけてなかつたら分かるやろうが。細いことじゃない。

○議長（塩田 文男君） フェイスブックの中身を確認。（「中身を誰か確認してください。すみませんでしたで終わるんよ」と呼ぶ者あり）

一旦、止めます。

午後1時17分休憩

午後1時18分再開

○議長（塩田 文男君） いいですか。始めますよ。田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） 私が下がりましょう。町長、こういうふうに述べてください。Fさんから事前に聞いていた。だから、私が傍聴いかがですかというふうに言ったということで私は手を差し伸べます。返答お願いします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 秘密会というところであったときに聞いたという形で、その後、公開になったから傍聴いかがですかと私は出した。その間違いないと思います、それで。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） もう別にこの質問を1時間しても構わんのですが、もう町長、今言っているやん。Fさんから聞いたから、ちょっと私がFさんから聞いたので、だってフェイス

ブックに載っているんよ。前の日か、28日か、確認したら28日の朝です。町長室か何かで多分、フェイスブックあそこでしたんか分からんけど、だから、それに関してはもうFさんから事前に聞いていたので、フェイスブック載せてしましましたで、別にそれはそれで終わることと思うんですが、そういうの答弁してください。そしたらもう自分も余計な質問する必要ないし、お願ひします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 時間はどうか分からんけど、フェイスブックには傍聴いかがですかといふのはちゃんとお知らせをしたという形にはなっています。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） しょうがないです。私は間違っていないし、私がぼけていないので、そこを皆さん信用してください。

そして、この守秘義務について、公益通報も守秘義務に値すると思います。私の考えとしては、この築上町に公益通報がしたときに、まず初めにどこに相談に行くのかをお聞きしたいと思います。

○議長（塩田 文男君） 鍛治総務課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 総務課、鍛治でございます。御質問の公益通報につきましては、築上町公益通報者保護制度実施要綱というのが制定をされておりまして、基本的には総務課長が窓口になるということになってございます。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） 総務課長、例えばこの課長さんたちも、もし公益通報があった場合は総務課長のところに行くということでよろしいんですか、相談に。もし、担当課が行けば、総務課長に紹介してもらえるとかいうことでよろしいですか。私はもうちょっと、いや、大丈夫、ちょっと待ってください。私が心配しているのが、本当にこの築上町で守秘義務が正直守られてない、だだ漏れの築上町というふうに私思っているんです。私の情報を漏らしてくれたらいいんですが、なかなか私の耳に入って来ない。だから、その職員で共有するのはしょうがないんです。情報を多少のことは、全部駄目とは言っていません。ただし、見たものに関して見過ごすというか、だから、副町長がよく細かいこと言うなというのが、私も同じ、副町長、気持ち。ただし、この公益通報に関しては守ってやらなきやいけないんよ。そこが配慮がちょっと足りないじやないかなというふうに思ったから、この公益通報が守秘義務に値するというふうに私こう思ったので、だから、例えば鍛治課長に相談に行ったときに鍛治課長が、総務課というところは広いですね。行ったときに電話で相談に行くのか、もしかしたら鍛治課長が荷物が、肩の荷が重いを思

いをするんであれば、例えば弁護士さんのところ、豊前、築上の例えば行橋とかでもいいです、その弁護士さんのところに公益通報の相談に行くとかいうふうにすれば行きやすいと思うし、この公益通報に関してはなかなか立証できないですね。その中で立証するに当たっては録音とか。

私も以前、公益通報の件で相談されたことがあります。そのときの言った言わんという言葉があって、そのときのあるところの市町村の回答は、証拠があればという回答だったです。だから、肩書きしても、例えば公益通報があって、この人から例えば特定の人がおったら、この人に確認したらいけないです、直接。周りから、身辺から詰めていって、直接例えば相談したら、この人がお前言ったやろがというふうになるので、だからそういうところやっぱり配慮してやらなきゃいけない。だから、今後その弁護士の先生を窓口に公益通報するとかいう考えがないんですか、そこをちょっと聞きます。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 昨日、散々内部通報については議論したと思います。だから、築上町公益通報者保護制度実施要綱が皆さん御存じですかと聞いたところ、誰も返答はなかった。（発言する者あり）いや、それは工藤議員が覚えているということで。（発言する者あり）その中で……

○議長（塩田 文男君） 答弁中です、静かに。

○副町長（八野 紘海君） ちょっと待って、第4条の第2項か、読みます。通報対象事実が生じ、または生じようとしていることを認めるに足りる根拠をもって総務課に行きなさいということをここに書いています。ただ単に人のうわさ、証言だけであの人は業者と癒着をしているとか何とかそういう感じでは総務課としては動けない、私も動けないということです。ただ単にそういう話だけでは動かないという。それをもって、なぜ私がしていなかったとか、こういう中間報告書に書かなければならぬのかということです。だから、その理由を示してくださいと言ったら、文書で出してくださいということで遮ったじゃないですか。だから、私も弁護士に相談をして、この文書を作って提出します。そういう間違ったその考え方で質問するのであれば。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） 副町長は、今、感情的になっているけど、俺、副町長のことを指しているんじゃない。今後の公益通報の方を守らなきゃいけない立場、町長がフェイスブックに漏らしたりとか、いろいろ情報が漏れているんです。あそこから漏れよる、ここから漏れよる、その中で鍛治課長が総務課長として来たときに肩の荷が重たいんじゃないかなと思う。俺たちからは言つたらいけん、ただ公益通報の方を守ってやらないけない立場、それに関して鍛治課長も迷惑でしょうから、その公益通報が今後あったときに弁護士に窓口をしてもらつてするのが一番、

公益通報の方も行きやすいし、副町長は多分誤解しているけど、副町長のことを自分は言っているんじゃない。だから、そこをちょっと違うのになというふうに思ったので、だから公益通報、本当にこう心配にちょっと感じたんです。だから、守秘義務の件もここまで町長のことを別に聞かんでもよかったです。だから、心配になってきたから、公益通報というのは、その相談に来た人を守らなきやいけない。というのが本当にこう、鍛治課長も恐らく荷が重たい。だから、弁護士を窓口にしたらどうですかちゅうことを聞いた。だから、副町長はそこで手を挙げんように。

○議長（塩田 文男君） 鍛治総務課長。

○副町長（八野 紘海君） 職員の処分等は懲戒審査委員会がありまして、そこで協議しております。そして、その委員会は私が委員長しております。その事件については、必ずその委員会のメンバーだけじゃなくて弁護士と相談をして、司法等にはその事件性がないものを司法等には相談しませんけど、けど弁護士等に相談をして処分の訓告なのか懲戒なのか口頭注意なのか、そこら辺はちゃんとその都度、その都度決めておりますので、そこは安心をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） ちょっと待って、副町長、手を挙げて言ってください。今の答弁、削除します。（「ちょっと待って、それなら手を挙げ……」と呼ぶ者あり）だから、手を挙げて、指されん答弁は議事録に載らないんです。だから、勝手に感情で言われても困る。ちゃんと手を挙げてからやってください。八野副町長。時間止める。

○副町長（八野 紘海君） もうテープを残して、それ削除しなければまた改めて質問しません。時間ありませんので。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 鍛治総務課長。

○総務課長（鍛治 孝広君） 総務課、鍛治でございます。今後の公益通報に対する事務の取扱い等の議員からのアドバイスだというふうに捉えております。ありがとうございます。

実施要綱の中に内部通報者の保護等定められているということもございますし、築上町に顧問弁護士もありますので、ケース・バイ・ケースで弁護士に相談する必要があるときは弁護士に相談する等の措置をとっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） お願いしておきます。私の意見は、あくまでも参考ということで受け取ってもらってよかったですのになと思います。

次の質問に行きたいと思います。

特定業者に係る随意契約に関してです。随意契約の合計金額が最も多い、これ町内業者の、6月にも町内業者というふうに述べております。この業者名とその合計金額及び件数1円以上の支払いがあった全てのものが対象というふうに質問しておりますので、この回答をよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（塩田 文男君） 1番。

○議員（7番 田原 宗憲君） 間違った、俺。（「3の1」と呼ぶ者あり）

○議長（塩田 文男君） 3の1。椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。企画財政課のほうで公営企業の上下水道以外の分について回答をさせていただきます。

令和6年度におきまして、町内業者で随意契約の合計金額が最も多いのは、令和6年度で株式会社エス・ティ・産業、金額にしますと7,185万2,456円となっております。

件数につきましては、月払い等ございますので月払いを12を1とカウントしますと合計で129件でございます。こちらのほう、ちょっと私が目で確認しましたので、もしかしたら誤差があるかもしれません、以上でございます。（「5年、4年は」と呼ぶ者あり）

そしたら、続きまして令和5年度でございます。こちらも同じく株式会社エス・ティ・産業さん、金額が7,034万5,119円、金額が179件。

続きまして、令和4年度が同じく株式会社エス・ティ・産業さん、6,165万1,496円で、151件となっております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。水道事業会計の令和4年度については、アット・ワنس、62件、1,034万5,677円、令和5年度、アット・ワنس、46件、954万6,473円、令和6年度、アット・ワنس、58件、972万5,860円。

下水道事業会計、令和4年度、豊州公益社、35件、6,019万2,808円、令和5年度、豊州公益社、16件、5,912万8,292円。

○議員（7番 田原 宗憲君） 議長、これ一番多いところ知りたいんやけど。

○議長（塩田 文男君） 多いとかないの。

○議員（7番 田原 宗憲君） わざと言いよる。

○上下水道課長（福田 記久君） いや、これ支払い一番多いところで。

○議員（7番 田原 宗憲君） 初めに言った名前はエス・ティ。

○上下水道課長（福田 記久君） アット・ワنسです、水道はアット・ワанс。（発言する者あ

り)

○議長（塩田 文男君） みんな私語は。どうぞ。

○上下水道課長（福田 記久君） 令和6年度、豊州公益社、31件、6,183万278円です。
以上です。

○議長（塩田 文男君） 次、まだある。田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） すみません、質問失敗しました。もういいです、もう。

一応、金額を、今、椎野課長が言ってもらったように、以前、町長の後援会長ですか、事務局の方から件数じゃないというふうに議場で怒られたから、それを一応証明しようと思って大体これぐらいの金額がありますというふうに言いたかったです。

今、椎野課長が言ったように、エス・ティ・産業の件なんですが、令和4年度が6,165万1,000円、令和5年度が7,034万5,000円、令和6年度が7,185万円、件数が令和4年度が151件、令和5年度が179件、そして令和6年度が129件、あくまでもこれ以上のものが正直あります。その中で、件数じゃないと言われたのも件数じゃないのかなというふうにも思いますが、ただ金額が非常に多いし、これが多分1億ぐらいの合計金額になると思うので、これを皆さんに分かってもらおうと思って一応答えてもらいました。この質問に関してはこれでいいと思います。

次の緊急時の起案書作成において、全て虚偽の内容で起案書を作成する必要があったのかをお聞きします。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 全て虚偽という質問はちょっと甚だ遺憾でありますけれど、虚偽じゃないということでお答えをしておきます。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） ここに先ほど吉元議員が言うように、清掃センターから14件、これが事後の工事を行った書類というのがあるんです。その中であるんですが、これに起案書、町長は頭の中が多分行政マンやから入っていると思いますが、私の考えとしては、年度末、3月末ぐらいに補助金の関係で工期が例えば3月25日で竣工しなきゃいけないものが、例えば3月26日とか、どうしても二、三日過ぎる工事があると思います。そういうことを言っているわけじゃない。そこの延びるに関してはしょうがないかなというふうに、何か間違ったこと言っています。何が。もう本当おでこ触りたくなるんやけど、初めから起案の、先ほど吉元議員が言ったように起案の日にちが初めからうそです、虚偽ですっち言いよる。書類が。だから、内山課長さんはこれ出してくれたんやけど、よくこの書類出したなと俺思ったんです。これ後で作った書類なんですというふうに後から出してきた、町長印があるんです、ここに。書類上、何で起案書が

虚偽の、全部です、虚偽なんよ、言われたら虚偽なんよ。だから、書類の作成について今後どういうふうにしたらいいんやないかということを自分質問したかったんやけど、虚偽じゃないというような言い方されたら私も困るし、虚偽と思います。初めからの作り方の起案の作成日から全部違うんです。100%虚偽のやつをいきましょうか。例じやないです、これ。あの質問にもちょっと出てくるんですが、先にちょっと質問しましょうか。特定業者に対し、権利がないにも関わらず工事を支払いした、これ金額1円以上と書いてあるんですが、そういうものは確認したことがありますか。ないならないいち答えりやいい、誰か。財政課長。（発言する者あり）

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 先ほど言いましたように、これについては指名委員会の委員長もしております、その工期云々とかその起案について我々のところまで文書が上がってこないんじゃなかろうかなと思っていますので、そしてまた、それは分かりません。その改善策として先ほど吉元健人議員に言いましたように、今後速やかに委員会をつくって担当者の意見等も聞いて、いつ、どこで、誰が誰やらへ、どういうことが起こってということをするような様式と言いますか、今後間違いないようにしたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） 今、質問した件に関してはもう分からぬのが当然だと思います。そして、その前の質問にはちょっと戻るんですが、この起案書、虚偽の起案書を作っているところをちょっと指摘させてもらいたいと思います。

これ、私もつくり話をしているんじゃないので、皆さん、本当に確認していただきたいんですが、まず初めに令和4年の10月11日にコマツのクローラー、これ産業課の液肥運搬業務の散布車の件です。しっかり聞いてください、町長。

10月11日に故障をしまして、この故障は当日修理が直っております、午前中で。その日も作業日報にも液肥が、これ監督の文です。11日に液肥を散布しております。午前中に修理が直ったんです。11日じゃなかった（「11日に終わって持って行って12日になる」と呼ぶ者あり）すみません、多少の、取りあえず修理が直っています。

その中で10月19日に初めて起案が舞うんです。この時点で町長たちが多分気づかない、正直。町長たちがそういう細かいいちいうか、そこまでの正直分かりようがない。だから、町長たちに正直もう分からぬだろうなというふうに自分は思っております。

この起案書が、10月11日に故障したのにわざわざ10月19日。そして、それから起案を回して11月16日から12月15日までの工期を設けているんです。この分に関しては、12月2日に元課長のF課長の検査印がおされております。一応、この課長に関してもお聞きし

ましたが、本来なら印鑑をついているのだから、もし何かおかしいことがあつたら私にも責任がありますというふうな答弁をするのかなと思っておつたら、多忙のため私は分かりません、知りません、多忙のためとそこを強調されたから、何でかなというのがちょっと疑問に正直残っています。この質問したに当たって、ほかの証人の方からも日記とこの分に写真があります、写真が。もちろん、このエス・ティ・産業さんがこのお金の請求をしているんですが、エス・ティ・産業さんにも調査を、証言をしてもらいました。だから、この分に関しては私が写真を撮った、全部うちの人間がしたという回答をやつたんです、初め。その中で、写真、ここあるんです。開示請求でいろいろ取った書類なんですが、ここに、こことかここら辺で写っているんです、ここら辺に。写真が包括業務の人が写っているんです。作業しているんです。この人たちの証言を聞けば、これは百条委員会の証人喚問なので、どちらかが偽証罪に値するというふうにもうなっているんです。だから、エス・ティさんは全部うちでしたと言うんです。この写真を基に見てもらったら、写り込んだやないかと言うんです。けど、この方の日記の元にしたら、その日に確実に修理が直って、これ俺やないかという話になった。どっちかが虚偽、だから、分かりやすく、たまたまこれ、今、分かりやすく、もうあとの質問で言おうかなと思ったけど、信用してもらえそうにないので、これに関しては本当、刑事告発も視野に入れるべきじゃないかなというふうにここで全国の人、見てますよね、ユーチューブで。見てますよね。だから、町長が聞いた以上、これが本当に私のつくり話ととのか、証人喚問の中の証言を元に町長が公開せえ、公開せえと言うから早くなつたんです。分かります。本当は個人情報とかの関係で、極力、証人喚問も公開する思いはなく、百条委員会も丁重にやってきたつもりです。ただし、百条委員会にもあるエス・ティ・産業さんと町長とそれとF元課長から公開せえ、公開せえという、書類、百条委員会についているんですから、だから、これなら公開しようということになって遠回しに証人の方に質問をしてきたつもりです。それで、町長が百条委員会の証人喚問で聞いたたら、町長は分かりませんっち、分からぬと思います。町長と副町長。分からぬでしょう、事実は。しかし、今、私が教えてやつた、詳しく。これで町長は分かったんです。だから、これが虚偽の、だから、また自分が言う虚偽というのはまた別のところにあるんです。それは住民生活課の清掃センターにあります、その虚偽は。だから、事故の緊急修理があったときに、普通なら、本来ならば何月何日に緊急で修理したから1者でいいんです、緊急やから。1者でいいんです。それをわざわざ2者で取つたりとか、作業日報を確認したら、この2者じゃなくてまた別の会社が、落札した業者じゃなくて作業日報には書いているんです。作業日報に関しては個人の方が書いているんです。だから、どれを信用していいか分からん。しかし、住民生活課の内山課長補佐は分かつたんでしょう。これは事後の書類ということに。たまたま出てきたのが、これ書類を見ても多分町長たちに見せても何か間違つてねえぞ、これ当たり前にちゃんと契約通るような書類というふうに多分町長は思う

んです。間違っていない。書類の作り方は完璧です。しかし、そういう故障があったときに、見積りの開封日時とか、そういうところ要らないでしょう。そういうところを赤なら印鑑なら印鑑で緊急なら緊急とかすれば、職員もやりやすくなる。この中で一番安全なところは町長、副町長、石井さん、企画財政課長、何でかと言ったら企画財政課は書類が悪かったら、これ書類おかしいじゃないかっちは多分いまだに言ってきたと思う、ずっと。だから、ほかの担当課が書類を通さないといけないから虚偽の書類をつくらなきやいけなかった。だから、今後これが改善したらどうですかというところ。だから、開封日時とかそういううその日付は要らない。うその日付に関して、なぜか知らんけど鉛筆書きをしている。副町長、俺、細かいこと言いよんじやない。だから、それを改善しませんかということ。そこは副町長、分かってくれないと、俺、間違ったことを重箱の隅つつくわけじゃない。間違ったことを間違ったって言いよる。開封日時とか、誰が承認で聞いたんです。そしたら立会ちゃんとしました。それ虚偽に当たるんよ。百条委員会で述べているんやけど、だから、そういうところがいやになって休職に入った人もおるでしょう。もううそを言わないといけないから。だから、今後、例えば百条委員会が証明しようしたら、例えば次の職員の方が証言をしにくいというようになると思います。だから、書類の改善をもう認めて、もう緊急の分に関しては緊急でいいです。分かりやすく開封日時とかも入れる必要もないです。そうすれば職員の方がやりやすくなるので、私の事実、うそを言っているのじゃありません。これは百条委員会のメンバーも皆さん共有しています。だから、町長は今まで知らなかつたで通るんですが、私が証拠をもとに証言しましたので、町長は聞いた以上はこれを全国の人が見てあるんです。もうユーチューブに出たい出したいと言っているんです。出たい出たいと言っているんです。それを皆さんが見ているということを、全国の方が見ているということをもとに、今後、町長は第三者委員会とかつくるんでしょうが、どういうふうな対処をしていくのか。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には議会の調査報告書を見て、それで対応するという形が一番好ましいんですけど、事前に分かる分は第三者委員会で先ほどから申しているとおり、調査委員会を立ち上げて、そしてあるまじき事務というものを追求していくという形に取ろうという形では今計画をしているということでございますので、根本的には職員レベルの調査委員会と、それから第三者委員会、両方を設けてやっていこうと、このように事務改善をやっていくという手はずでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 八野副町長。

○副町長（八野 紘海君） 田原議員が今言ったから、町長、副町長分かるでしょうと言ってもなかなか今の時間分からんです。ただ、それでも言葉は悪いんですけど、今日、さっき昼休み、決裁

が回ってきたのは7月18日までの会議録が来ました。それ以降のやつがまだ回ってきておりません。7月29日、8月8日ですか、シダックスのT証人、29日、Y証人、29日、K証人、それで8月8日シダックスのO証人の会議録は証言したのがまだ回ってきておりませんので、それはやっぱり見ないことには我々も深く検討はできない。ただ質問した事項は載っています。こういうことを言っていますということで載っていますから、そういう証言に基づいて先ほどから言いますけど、吉元健人議員が質問されたように、そこは速やかに改善の方向でやっていくということです。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） 町長、副町長に関しては書類を正直見るだけしかできないと思います。町長はなおさら現場にほとんど行くことないと思うので、副町長は私が見るからに関しては、メタセとかいろいろな出先のところに行っているかなというふうに感じております。その中で、書類は完璧な書類を作られたらちょっと難しいかなというふうに正直思うんですが、ただし、この書類に関しては、いろいろな証人をするときに私たち百条委員会に聞いてくれないと、多分、例えば議事録を見ても正直気づかないと思います。私たちも気づかれないように質問していますので、だから、根拠として私が今述べた分に関して、本当に聞いた以上は知らない、百条委員会が間違えだったということを私が言われているので、それを打ち消そうと正直頑張っております。だから、公平公正に私たち百条委員会はやっているということを理解していただければ、喧嘩腰になっていうような質問は今後ないと思いますので、よろしくお願ひします。

そして、最後に通告しているので聞きますが、もう二つあるんやけど時間がないですね。先に百条委員会についてちょっと先に質問したいと思います。

説明員及び証人の証言確認を町長室で行っていった理由をお願いしておきます。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 職員がどういう証言をしたかというのは、当然、私も聞く必要がございまして、それは事後報告をさせたという形でございます。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） この証言確認を町長としておかないといけないという気持ちも分かるのですが、ただ、今言うクローラーのポンプの交換工事のことをその職員が言つるんであれば、私何も言わない。成果があったなと思うんですけど、自分たちの都合の悪いことはエス・ティさんにもFさんにも、恐らく町長の耳に入れていないというふうに思います。だから、私が6月かな、町長に通告したんですが、町長、信用しとって片聞きしとつて大丈夫っちゅうのは、言い方を私は町長にしたと思うんですが、だから、片聞きは町長、やっぱりしないでは

しい。私たちの意見を聞いてフェイスブックに載せるとか、だから百条委員会が悪いっちゅうことを言われば、本当、皆さん、すばらしい百条委員会のメンバーと思うので、負けず嫌いなのでとことん公平にしていかなきゃいけないという気持ちが高くなると思うので、そこら辺は町長室で今後証言確認をする意味があるのかなというふうに思うので、それを職員のストレスにも多分感じると思うんです。私たちから聞かれて、帰ってまた町長にお前何でそんなこと言ったんかと正直に言えば、正直に言わんやつたらもうそれで終わるんでしょうが、そこがいい方向に転べばいいんですけど、なかなか思ったようには行っていないんじゃないかなと思ってこの質問をしました。これは終わりですから、ちょっと時間があるのでもう一つ質問したいと思います。

特定の業者を、これ前回、関係ある課とは書いているんですが、特定の業者を専門業者と勘違いしていると思われる。ほかに専門業者が存在するのではないか、関係課に確認をしたいと思います。で、手を挙げきらんと思うたので、御自身の判断でいいと思います。うちが、例えば今問題になっている百条委員会に問題になっているエス・ティ・産業と関係していた、今後こういうような改善が、気づいたから例え今後やっていくとかいう回答があれば、強制はしませんので答えられる範囲で結構なので手を挙げて答えてください、お願ひします。

○議長（塩田 文男君） 全課。

○議員（7番 田原 宗憲君） そこは気持ち、私はもうどうでもいいので、その職員の方の何人か答えられたら、町長、そんな、分かりました。そしたら指名します。いや、副町長、答えんでいい。指名します。住民生活課の西田課長と、誰がいいですか、産業課の北代課長と福田課長にしましょうか。3人答えてください。今後の確認というか。

○議長（塩田 文男君） 西田住民生活課長。

○住民生活課長（西田 哲幸君） 住民生活課、西田でございます。今後のことということですが、業者です。今、専門業者等がなかなか実際のところはなかなか見つかっていない状況であります。今後、数社あれば、またそういうのも選択肢の中に入れてやっていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 福田上下水道課長。

○上下水道課長（福田 記久君） 上下水道課の福田です。ポンプなどの処理場の機械関係については、ほかに扱える町内業者が存在するかどうかは直接業者に確認は現在のところとっておりませんが、修繕、交換等の実施は可能な業者も存在すると思われますので、今後そういった面も考慮して情報収集していきたいと思います。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代でございます。産業課の液肥製造施設につきましても

餅は餅屋のほうがいいと思いますので、今後そのような格好で対応したいと考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田原議員。

○議員（7番 田原 宗憲君） ありがとうございます。とは言いたいんですが、北代課長に関しては、今後、現場に行ったり専門的な知識もあると思うので、課長、多忙とは思うんですが現場に行くようにお願いします。

そして、福田課長に関しても、上下水長いんですね。この課が。だから、適正にやっぱり判断していただき、行っていただきたいと思います。

そして、西田課長に関しては正直分からないと私は思います。だから、現場に西田課長が行くべきです。俺は騙されない、現場に行きなさい。いやいや、本当に、本当に行きなさい。行っていないでしょ、現場に。議場ではそういう答弁するか分からんけど現場に行ってください。そしたら築上町はよくなると思うし、町長も今度退任するんです。そしたら、その中で課長さんたちが、今まで副町長が手を挙げて答えてくれよった、でも、ここ1年ぐらい前から副町長がなかなか答えるようになった。だから、今後はこの2人いないんです、恐らく。そのときに課長たちが自分たちの判断で答えなきやいけない。だから、そういう自覚を持って、西田課長にても現場に行ってください。行きにくいやろう、あのところに。私が西田課長の立場でも正直行きにくい。けど、議員から言われて行くように行けば、そこら辺であそこが無法地帯にもならんし、監視をやっぱりしていただけたらと思うので行ってください。やかましく言っているんじゃないので、今後とも課長さんたちには迷惑をかけますが、今後ともよろしくお願いします。

そして、百条委員会は決して職員をいじめているわけではないので、その点を理解して、職員を私は長い目で見て、町長が言うように未来の職員を大事にしていきたいという気持ちで今、現状ありますので、今後ともよろしくお願いします。

これで質問を終わります。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。

先ほど副町長の答弁で挙手がなかったということで削除と言いましたけど、今後、そういうことがないように忠告という形で削除のほうは取り下げたいと思います。

今日はいろいろと皆さん他方から意見が飛び違って混乱してきましたけど、職員の方も答えるものは答え、答えられないものは答えられない、分からない、それも立派な答弁なんで、何らかで形で答弁をするようにお願いします。

○議長（塩田 文男君） ここで一旦休憩にしたいと思います。再開は2時15分からとします。

午後2時01分休憩

午後2時15分再開

○議長（塩田 文男君） それでは、休憩に引き続き会議を開催したいと思います。

本日最後的一般質問です。

4番目に、**3番、田村紘貴議員**。

○議員（3番 田村 紘貴君） 議席番号3番の田村です。通告に従い、一般質問させていただきます。よろしくお願ひします。

まず、1つ目の、有害鳥獣被害の対策についてということで質問をさせていただきます。

この件については、毎年のように住民の方からも声を聞くんですけど、私の実感としても年々この被害が増えているのかなというふうに実感しております。

町のほうでも恐らく、築上町鳥獣被害防止計画というものを策定して頑張っていると思うんですけど、じゃあ現状、いろいろ聞いたりしたり見てみると、例えば住民の方の家の敷地の中に当たり前のように鹿が入ってくるような地域も、恐らく山間部だったと思うんですけど、そういう地域もあるというふうに聞いておりますし、当然入ってくるのはいやなので自分たちで入らないような対策を取っている方もいるというふうに聞いております。

私は農業をしているので、農業という面からいくと稻であったり野菜ももちろん果物も全部そうなんですけど、例えば田んぼが荒らされるともちろん被害も出ますし、荒らされた分だけやっぱり収入も減少するということにつながってきますし、よくいうのが、柵を設置すればいいだらうということで聞いたりするんですけど、それもそんな簡単な話ではなくて、実際にこんなに暑い中にそれをするとなると相当な労力もかかりますし、田んぼが大きければ大きいほど時間もかかるし、大規模な方に関してはやっぱりそこの田んぼだけではないので、そこだけに時間がかけることはできないということで、どうにかこうにか毎年頑張っていると思うんですけども、農家さんたちの力だけでは対応しきれないような状況にもなっているのかなと思っております。

そのイノシシであったり鹿を日々命がけで駆除をしている方もいらっしゃると思うんですけど、そういう狩猟者という面から見ても、やはり駆除するだけでももちろん費用がかかると思うし、恐らく報奨金はあると思うんですけど、それも正直なことを言うと安くて、正直経費すら貰えないような状況なのかなと、幾ら頑張ってもボランティア状態なのかなというふうに感じております。

私自身、農業もしているので何をすればいいのかいろいろ考えるんですけど、いろいろお話を聞いて大分県のほうに実際にこういう問題に対して力を入れて頑張っている方がいらっしゃったので、実際に先日足を運んでお話を伺ってきました。もちろん学ぶこともたくさんありましたし、ありがたいことに厳しいお言葉もたくさんいただきました。やっぱり根本的な考え方というところ

ろを変えない限りは、もうずっとこのままの同じような結果なのかなというふうに思いますし、そういうお話を聞いて、自分なりに感じたことなどを踏まえながら、今日、質問できればなと思うんですけど、まず、このイノシシだったり鹿に対しての町の対策をまずはお聞きしたいと思います。お願ひします。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代でございます。築上町の有害鳥獣のまず被害額についてでございますが、令和6年度の調査でございますが、約1,000万円でございます。

被害全体の約9割が鹿、イノシシの被害で、農作物だけでなく林業にも影響を及ぼしておると考えております。

あと町の鳥獣被害対策につきましては、鳥獣の捕獲と侵入防止柵の設置、あと今年度から事業を実施するわけでございますが、生息の環境管理というので事業を推進しております。

まず、有害鳥獣の捕獲についてでございますが、築上町には鳥獣被害対策実施隊が49名おります。この49名の方を中心に捕獲活動を実施しており、令和6年度の捕獲頭数につきましては、鹿が約700、イノシシが約480となっております。

次の侵入防止柵の設置でございますが、これは各地域がやっていると思うんですけど、イノシシが水田とか畑に入つてこないような対策でございます。ワイヤーメッシュにつきましては、設置後、例えば穴が開いているとか等もよく聞きますので、設置後の維持管理も非常に重要であると考えておりますので、この辺につきましては見回り等も行ってもらいたいと考えております。

次の生息の環境管理でございますが、これが今年度、事業を実施する予定でございますが、上深野地区の西側で実施する予定でございますが、これにつきましてはそういったイノシシの取組としまして緩衝地帯を造るということで事業を実施する予定でございます。この緩衝地帯を造ることによって山林と集落との距離を十分確保でき、見通しをよくして動物が出没するのを抑え、農作物の被害とか突発的な人身事故、こういったのが防げるというふうに考えております。

以上、3つを総合して築上町の有害鳥獣防止対策に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君） ありがとうございます。被害額なども聞くと相当な金額だなと思うんですけど、今お話を聞く中で特に印象的だったのが柵を設置して被害を減らすというところに町は結構重点を置いて考えているのかなと思うんですけど、もちろんそこも大切なんんですけど、根本的に今いるイノシシと鹿を数を減らすというところをしっかりと重点的にやっていかないと、正直もう柵だけではどうにもならないというのは僕の考えではなくていろんな方の声として、特に住民の方もそうなんですけど、そういう柵ではなくて、根本的に減らすというところに考え方

をシフトしていかないと、多分このまま何も変わらないというところはいろんな意見を聞いていますので、ぜひそういった柵だけに満足することなく、数を減らすというところにももう少し視野を広げて取り組んでほしいなと思います。

このイノシシと鹿なんですけど、どのエリアにたくさんいるのかというのを聞きたいんですけど、自分も山手のほうの田んぼを作ったりしているところがあるんですけど、その山手ではないところ、例えば築城の大野神社分かりますか。あの辺の田んぼにもイノシシが出たりだとか、正直何でこんなところにいるんだというところにもたくさん出ているんですけど、まず町としては、どのエリアにイノシシであったり鹿が今多く出ているのか、その辺の把握はしているのかどうかお願いいいたします。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代でございます。どうしてもイノシシ、鹿、中山間地域に多いというのは確認しております。ただ、今、田村議員おっしゃるように、どうしてもやっぱり町なかのほうにも、多分川を下ってくると思うんですけど、少數でございますけど現れています。この前ちょっと私が見た中で町なかに、何でこんなところに出るんやろうというのもございましたので御報告させてもらいます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君） ぜひ、どの地域のどの辺りにという、もう少し細かいところまで自治会長なりに通じていろいろお話を聞いた中で、まずそこだけでもしっかりと町のほうで把握していただきたいなと思います。そういうしっかりとどの辺りに出るんだというところがやっぱり分かれば、ぜひその中でやってほしいのが、町のほうでわなを購入して、しっかりとそのわなを仕掛けて設置して、イノシシと鹿を捕獲するというところまで、ぜひやっていただきたいなと自分は考えているんですけど、わなというと結構1匹、2匹入るようなわなを想定しがちだと思うんですけど、それこそ先日お話に聞きに行った際にすごく円型というんですか、丸い大きいイノシシがたくさん入るようなわながありまして、もうすごくこういうのがいいなと思って、ぜひそういうものを取り入れて、もし買えるのであれば購入していただきて、例えばどのエリアにたくさん出るというのが分かればそこに設置して、地元の住民の方であったり農家の方にそういう話をすれば十分御理解していただけると思いますので、まずは根本的に数を減らすというところに対して、ぜひ町として柵ではなくわなを設置して、もうすぐにでも数を減らすというところに力を入れていただきたいなと思うんですけど、そういう考え方については今どうでしょうか。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代でございます。ただいまの田村議員の意見でございま

すけど、実際のところ、私が見たのが椎勝線のところで見ております。それは1匹とか2匹とか、そういった感じの鹿でございますので、どうしても先ほども申し上げたように中山間地域になりますので、今後、有害鳥獣は実施隊、銃による捕獲もございますので、実施隊と協議しながら鹿の出没が多いところにつきましては、そういったわな、積極的に対応してもらいたいということで駆除印さんほうに連絡させてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君） 狩猟免許を持っている方も一生懸命になっているんですけど、このままだと本当に間に合っていないというか、本当に自分たくさん言われるんですけど、農業をしているのでどうにかならんのかということなので、ぜひこのわなはしっかりと前向きに考えていただきたいなというふうに思います。

次は、狩猟免許を持っている方についてのことなんんですけど、最初はちょっとボランティア的なことを言ってしまったんですけど、恐らくは狩猟免許を持っている方に対して狩猟免許を取得して、築上町へその築上町有害鳥獣捕獲事業者としての届出を行っている方に報奨金をあげていると思うんですけど、一番単価が高くて9,000円、これが食肉加工施設に搬入した場合、その次が8,000円、次が7,000円で、一番低いのが1,000円だと思うんですけど、この金額を見てどう思ったかというと、最初も言いましたけど、やっぱり命がけで頑張っていらっしゃいますし、やっぱり捕獲作業だけでも移動するとなるともちろん燃料も使うし、そういう狩猟免許を持っている方に対してのところの支援もしっかりと必要なかなと思っておりまして、担い手がないとか高齢者ばかりというところも聞いていますし、いま一度、どれくらい経費がかかるのか、そういう試算をした中でこの報酬金の引き上げというところは今後していく必要もあるのかなと私は個人的にはすごく考えているんですけど、この金額についてはどうですか。今の金額のままでいくのか、それとも少しでも負担というところを考えて引き上げていく方向に考えているのか、その点もお願いいいたします。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代でございます。報酬金につきましては、先ほど田村議員がおっしゃるように、9,000円がジビエの加工所に持っていた9,000円です。通常は解体して液肥センターに持ち込んだら8,000円、そこを今取って現地で埋めたら7,000円ということになっていますけど、これにつきましては今後変えていくかどうかというのにつきましては、私が今変えるとか変えないとかというような意見を申し上げにくいところでございまして、要であればまた検討しまして対応していきたいなと考えております。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君） ありがとうございます。しっかりと頑張っている方に見合った報酬というものがいけるように、今後しっかりと考えていかないとずっとこのままいくんだろうなと思いますので、ぜひ前向きにこの引上げに関しては検討していただきたいなと思っております。

では、次に渇水対策についてということで、午前中に江本議員と吉元議員からも質問があったので3回目ですけど、一緒に重複することもあるかもしれません、質問させていただきます。

この質問については、昨年度の何月かは忘れたんですけど、武道議員のほうからも渇水対策について質問があったと思うんですけど、その答弁を聞いているとちょっと納得がいかないというか、本当に町としてできることはやっているのかなという疑問が多く残った中でいたんですけど、そうした中でどういったことを学んだのか、そういった点も聞きたいんですけど、今年は先ほども言っていましたけど7月の終わり頃から雨が降らないという状況で、最終的には8月の上旬に雨が降ったんですけど、その雨が降らない期間はどうしていたかというと、多くの農家の方が水をタンクで運んで田んぼに運んで水をやったりだとか、池の水がまだ残っている場所についてはどうにかこうにかみんなのところに万遍なく行くように池の栓を抜いて順番に行くように朝から晩まで何回も電話でやり取りしながらという方もいまして、本当にみんな頑張っています、農家の方々。決して水がないことを町のせいにしたりとかではないんですけど、やっぱりそういう状況になったときに町としての姿勢というところは本当に大きく私は間われると思っていて、よく聞くのが、どうせ町に言っても何も変わらないだろうとか、町が何をしてくれるかも分からないとか、農家さんみんな優しいんで、ただ言わないだけで実は思っていることがたくさんあるので、できないことをやれとか言っているわけではないんですけど、そういった点についての向き合い方はしっかりと見直していく必要があると思うんですけど、まず今回の、今回のというか現在のこの渇水対策についての町の考え方をまずはお聞きしたいと思います。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代でございます。渇水の対策でございますが、椎田地区につきましては小川池というのがございます。小川池の受益地につきましては、そこから渇水時に各ため池に水を分配することができるようになっております。また、築城地区です、築城地区につきましてはどうしてもため池等もございますが、河川を水源にしている箇所が多くございます。こういうところにつきましては渇水の発生している地区については福岡県を通じて農政局のほうに要望を行っております。今年度につきましては7月の半ばぐらいと思うんですけど、一遍、大雨が降って、大雨ほどでもないんですけど雨が降って、あとはその前後まとまった雨が降っていない状況でございました。7月の20日過ぎぐらいからちょっと渇水が叫ばれて、県のほうには渇水対策本部の設置を要望しております。ただ、今年度につきましては京築管内に渇水対策本

部が立ち上がってない状況でございまして、代わりではないんですけど、農政局のほうにお願いして水利施設管理課事業特別型という事業によって着手届を提出しております。あと、事務については今後対応を進めているところでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 渇水対策ということで産業課長が申したのが説明でございますけど、補足をさせてもらいますと、大分私のところにも水が足りない何とかという形で、そのときに、平成6年、私が産業課長をしておったときに灌漑対策本部をした、その後ずっとしてないような記憶をしております。そのときでも基本的には灌漑ということで、県が対策本部を発足する前に何とかという形があつて、そのときも事前に皆さんで対策を事前に講じてくださいと、枯死する水田はあってはならんということで、自分たちでやれるのは全部自分たちでしてくださいと、あとは補助が出れば井戸を掘ったり、それからポンプを買ったりと、そういうものについては後追いで全部有効になりますので、全部自分の判断でやってくださいというふうな形で当時からそういう灌漑対策を行ってきております。そこで大分やっぱり井戸を掘ったり、機械を買ったりと、そういう農家の方が多々出てきておりまして、補助を県からもらって交付したという形を。今回もそれと同じように県が対策を立てればという形で事前にぜひ皆さんで本当に枯死する状況があるという形になれば、とにかく自己対策でやっておいてくださいと、そして県が出れば、灌漑対策本部が設置されれば県の補助要綱が適用されます。ただ、今年は国がやっぱり先ほど課長が言ったように何とかしなければということで、今まで国がなかつたんですけども、国も要綱をつくって、国の要綱というのは大体機械・機具の貸出しが主になっております。ということで、國のほう、それを対策するためには、まず着工届を出してほしいということで先ほど課長が言ったように8月5日に県のほうに着工届を、私はちょうど出張しておりましたので、課長の名義で着工届を出したということで、翌日、我々が京築農業水産振興協議会の要望を農政局に行ったときには、既に8月6日の日には農政局にこの着工届が届いておったということで、そのとき農政局のほうから築上町と行橋市のほうはもう既に着工届が来ておると、こういう状況なので、ぜひ皆さん活用してください、このような形でございますが、この着工届を出して農政局に行った後、すぐに雨が降って、農政局に行ったのが雨乞いになったかなと、このような感想でございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君） ありがとうございます。できることは自分たちで、できる範囲はということなんんですけど、でもこれあれですよね、例えば水がない、だから井戸を掘りましたってなっても結果的に渇水対策本部というものが立ち上がらなければ、その補助はもう駄目という、

多分そういうところなんですね。お金が欲しいとかそういうことではないんですけど、その渴水対策本部、言葉の響きはすごいいいんですけど、仮に立ち上がったとしたら具体的にどういう活動というか、この本部はどういう動きをするのか、その辺が私はいまいち分からぬのでもう少し具体的にと言いますか、これが設置されるとどういう進め方でやっていくのか、その点をもう一度お聞きしてもいいですか。

○議長（塩田 文男君） 北代産業課長。

○産業課長（北代 幸介君） 産業課の北代でございます。今、町長が申されたように平成6年に渴水対策本部が立ち上がっております。たしか平成14年も渴水があったような記憶がございます。そのときポンプ等の購入を行っております。14年についてはポンプの購入と井戸のボーリングを行っていると農林事務所を通じて確認しております。

実際、渴水が発生してからというか、そういう問題が起きてからの対応になりますので、町長が申されたように、いつからの分が該当するということでございますので、それまでは自助努力ということになってこようかと思います。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君） 何か渴水対策本部というところに頼りがちなのかなというか、それ以外でも町としての考え方というかやり方として何かできることはないのかなと思いますし、恐らく武道議員も昨年はそのような形でこういうのに頼るのではなくて町独自の何かをするべきだということを確か言っていたと思うので、その辺はしっかりと考えてほしいなと思いますし、水がない、じゃあ、今からどうしようということではなく、事前にそういったものを想定した中でしっかりと準備していく必要がありますし、何回も言いますけど補助金が欲しいとか、そういうことでもないですけど、互いに水を譲り合いながら、水を補完し合える機能がしっかりと非常時に発動できるような調整役みたいなのをしっかりと町としてもつくってほしいなと思っております。こういうのは有識者であったり、関係地区の方であったり、水利組合の代表の方などにしっかりと協力していただければ全然できないことでもあると思いますし、その慣行水利権は本人の権利ではあるんですけど、しっかりとそういう有事の際に備えた中で町が率先してどうしようかというところを先頭に立って考えていくような役割というところをしっかりと今後も引き続き、考えていただきたいなと思いますし、本当に農家の方が頑張っていらっしゃいますので、できることは全てやって少しでも助けていただきたいなと思っております。

では、3つ目の質間に移りたいと思います。

3つ目、町の課題解決についてということで、具体的な内容としてはTURN Sプラットフォームを活用しということですが、事前に通告していたので担当課のほうでももしかしたら調べ

ていたかもしれないんですけど、簡単に申し上げると、地域の課題の解決に向けて行政と企業が双方の役割を明確にして連結しているサービスなんですけれど、簡単に言うとスキルであったり技術などを生かして地域に貢献したい民間企業と、それらの力を活用しながら課題を解決していきたい自治体を結ぶ支援というものなんですけれど、私がこういう内容を知ったのは、このTURN Sさんという組織が年に4回いろんな特集を組んで雑誌を出しているんですけど、その雑誌を通じて私は初めて知ったんですけど、非常にこの取組が今の築上町に取り入れても全然いいのかなというか、やるやらないは別として、こういう考え方を取り入れてやっていけば、何かもっとよりよくこの町というものをつくっていけるのかなと思ったんですけど、こういった内容についてどういうふうに考えているのか、御答弁お願いします。

○議長（塩田 文男君） 椎野企画財政課長。

○企画財政課長（椎野 満博君） 企画財政課、椎野でございます。TURN Sプラネットフォームにつきまして、議員御説明いただいたとおり、地域課題の解決に向けた自治体と企業を結ぶ官民連携の民間サービスでございます。本町でも課題解決に向けました有効なツールであると認識しております。

本町では、直接TURN Sプラネットではございませんが、昨年度、福岡県と福岡県ベンチャービジネス支援協議会というものが主催します福岡オープンイノベーションプログラムに応募をいたしました。この事業は福岡県内の自治体が抱える地域課題をベンチャー企業やスタートアップ企業の製品、サービスによって解決するプログラムであります。

本町の課題について、官民連携により解決ができないか、その可能性を探りました。結果としては、問題解決のための事業実施には至りませんでしたが、この取組を通じて民間のノウハウやアイデアの活用が課題解決の有効な手段の一つであることを再認識いたしました。

官民連携につきましては、国や県から情報提供もありますので、情報収集をしつつ、マッチング支援などの取組支援については、今後積極的に活用したいと考えております。

今回、御質問のありましたTURN Sプラネットのフォームについても活用について今後も検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君） ありがとうございます。やるやらないは別として、こういう考え方もあるんだということを知ってほしかったなと思いますし、この件についてもすごい気になつたので、実際に御連絡してお話を伺ったんですけど、まずは全然お話をだけからでも構わないですというようなすごいオープンな感じなので、もし前向きなふうに考えているのであれば、ぜひこういったものを取り入れて、少しでもよりよい町に向けて頑張ってほしいなと思います。これはも

う提案みたいになりましたけれど、これで終わりたいと思います。

では、最後のお金の教育についてということで、具体的にどういったことかというと、お金に対しての正しい情報であったり、そういった知識をしっかりと理解するということで、結構、自分いろんな本を読んでみると、やっぱりこの日本はお金というものに対しての能力というか、教育という面が低いというか、そういうものを結構目にしたりすることがありますて、外国のほうでは小学校のときから金融教育などに関しては必修化されているということも最近知ったんですけど、私自身も振り返ってみると小学校、中学校でそういう授業をしたかというと正直覚えていないんですけど、でも仮にそういう教育があったとしても、何かこうあまり記憶がないので、そのまま自分頭が悪いので、高校卒業した後、社会人になった途端にすごく苦労することがたくさんありました。もちろん働けば所得税もかかりますし、物を買えば消費税もかかるし、住めば住民税もかかるし、車を持てば自動車税もかかるし、自分は本当そこからのスタートだったんですけど、何かそういう税金であったり、そのほかのお金についての知識なんんですけど、なるべく若いうちからお金についての本質的なところを少しでも興味を持っていただけるだけでも違うのかなと思っております。

最近びっくりしたのは、例えば自分の子どもにしっかりとそういう教育を教えたいという親御さんが、月のお小遣いを例えれば円ではなくて4ドルというふうにドルで計算していく、実際に渡すのは円で渡すんですけど、そのときの為替レートで、今月はこれくらい、今月はこれくらいというふうに、そういった中で少しでもお金について興味を持ってほしいなという御家庭もあるそうで、本当に今すごいなと思っていて、そんな感じで絶対にそういう知識を持っておかないといけないとかではないんですけど、やっぱりお金というのは大人になって生活していく上でも毎日関わってくるようなものもありますし、その点の事業というか、どんな感じで今、町としてはやっているのかお聞きしたいなと思います。

○議長（塩田 文男君） 則松学校教育課長。

○学校教育課長（則松 裕司君） 学校教育課、則松でございます。田村議員の御質問についてお答えいたします。

今の学校のお金の教育についての現状について御説明をいたします。小学校では、主に家庭科において買物を通してお金の使い方、それから消費者の役割について学習しております。中学校では、技術・家庭科というものがありますて、そちらでより具体的に一步踏み込んで金銭の管理や消費生活に関する内容を学んでおります。

また、近年、消費者被害、ゲームとかそういうのを使ってお金をだまし取られるとかっていう被害も低年齢化してきているということを踏まえて、売買契約の仕組みとか、それと関連づけて消費者被害の回避や適切な行動についても重点的に指導しております。

具体的に申し上げますと、小学校は家庭科の授業で、田村議員は覚えていないというふうに言われたんですけど、時間も6時間程度なので、恐らく全体からしたらすごい短い時間にはなるとは思うんですけど、収入や支出のバランスとか、買物をして、例えば買ったものが壊れたときにどういう対応をするのかとか、それから買物をするときにどういうことを確認したほうがよいかということを小学生で学んでおります。

中学生ではもう一步踏み込みまして、売買契約とか、中学生は未成年になりますので未成年の契約とはどういうものかというものを簡単に説明したりとか、あとはお金の支払い方法、前払い、即時払いとか、後払いとか、キャッシュレスとか、そういうものも大まかではありますが勉強をしております。

最近特に力を入れられているのが消費者トラブルということで、悪質商法の事例を幾つか10個ほど挙げまして学ぶこととか、あとその消費者を保護する機関、消費者センターとかそういうものの紹介とか、それから買ったとき、契約者の保護のためのクーリングオフ制度などというのもも学んでおります。

税とか、先ほど言われた社会の仕組みについては、今度は社会科のほうで勉強をしております。税については、私も個人的な話なんですが、税務課のときに小学校で租税教室という授業をやっておりまして、具体的な税の役割とか、税がどれくらい社会に役立っているのかとか、そういうことを小学生に教えて、学校の授業と関連して外部の税務課の方とか税理士とか税務署の方とかと併せて勉強しているというような状況でございます。

現況については、以上でございます。

○議長（塩田 文男君） 田村税務課長。

○税務課長（田村 貴志君） 税務課、田村でございます。今、学校教育課長からありました税金の教育についてでございますが、租税教室という授業を行っております。本町も入っております京築2市2郡租税教育推進協議会において次代を担う児童の皆さんに教育を行っております。去年は小学校6校で行ったところでございます。

以上です。

○議長（塩田 文男君） 田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君） 御丁寧にありがとうございます。授業を実際にいらっしゃるということで、小学校も中学校も年に数時間ということで、これを決して少ないだろうとかそういうことを言いたいのではないんですけど、何かもっと数時間ではなくて、もっと大きくそういうお金に対する知識を学べるような時間を増やしていただきたいなという個人的な考えでもあるんですけど、でもそれを先生方がまた時間を増やして教えるというのはもちろん専門的なことなので負担もかかるなと思ったし、なのでぜひ、もっと専門的な先生を呼んで、年に数回でも構

わないんですけど、そういうのを取り入れてほしいなと思いますし、やっている学校では部活動の中でそういう学ぶ部活動をつくったりとかもあるそうなので、といったところも考えとしてどういう感じなのかという、ちょっとお聞きしてもいいですか。

○議長（塩田 文男君） 久保教育長。

○教育長（久保ひろみ君） 教育委員会の久保でございます。田村議員の御質問の件でございます。

本当に今、本町でも取り組んでいるＳＴＥＡＭ教育の中でも実際にはいろんな相互的な学習の時間とか教科横断的に取組をしております。その中で、ただ子どもたちが探求をしていくだけではなくて、実際にコスト意識をさせたりとかいうようなものをしっかりとその中に組み込んで社会に出て役立つというか、そういう形でカリキュラムを組んでおりますので、その中でやはり専門家をお呼びするということもありますので、積極的に本町独自のカリキュラムの中で実施ができる形で取組をしていきたいと思っております。非常に参考になるお話をございました。ありがとうございます。

○議長（塩田 文男君） 田村議員。

○議員（3番 田村 紘貴君） ありがとうございます。ぜひ少しでもこういう勉強してよかったですと子どもたちが思えるように、押しつけとかではないんですけど、そういうきっかけづくりとして、そして少しでも興味を持ってくれれば、また大人になったときに違うのかなということもありますし、私自身すごくそういう面では苦労したので、少しでも教育という面からこのお金についてはまた力を入れていただきたいなというふうに思っております。

ちょっと時間が余ったんですけど、以上で質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（塩田 文男君） お疲れさまでした。

それでは、本日の一般質問を終わります。残りの質問については、明日10日に行います。

○議長（塩田 文男君） 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後2時54分 **散会**
